

第3回定時株主総会招集ご通知添付書類

平成22年4月1日～平成23年3月31日

ISETAN MITSUKOSHI HOLDINGS

第3期報告書

藤色 *fujiiro*



三越伊勢丹ホールディングス

## グループスローガン

# 向きあって、その先へ。

## グループの姿勢

真摯に、しなやかに、力強く、向きあいます。

- ・お客さま一人ひとりと向きあいます。 ご要望とご期待に感動レベルのおもてなしでお応えします。
- ・仲間たちと向きあいます。 学びあい、磨き合い、新たな価値を創造します。
- ・株主の皆さまと向きあいます。 公正透明な経営を基盤に、誠意と成果でお応えします。
- ・パートナーの皆さまと向きあいます。 顧客満足を合言葉に、最良の関係を築きます。
- ・地域、社会、地球と向きあいます。 ありたい未来の実現に向けて貢献します。

将来にわたり、かけがえのない信頼関係を築いていきます。

## グループビジョン

「常に上質であたらしいライフスタイルを創造し、  
お客さまの生活の中のさまざまなシーンでお役に立つことを通じて、  
お客さま一人ひとりにとっての生涯にわたるマイデパートメントストアとなり、  
高収益で成長し続ける世界随一の小売サービス業グループ」となる。

## 目次

三越伊勢丹グループ企業理念…	1	連結計算書類に係る	監査役会		
ごあいさつ……………	2	会計監査人の	監査報告書 謄本 ……	43	
事業報告……………	3	監査報告書 謄本 ……	38	事業系統図(ご参考)…………	44
連結貸借対照表……………	35	貸借対照表……………	39	トピックス ……	45
連結損益計算書……………	36	損益計算書……………	40	株式に関するお知らせ ……	51
連結キャッシュ・フロー		株主資本等変動計算書…………	41	株主メモ ……	53
計算書の要旨<ご参考>…………	36	会計監査人			
連結株主資本等変動計算書…	37	監査報告書 謄本 ……	42		

このたびの東日本大震災により犠牲となられた方々のご遺族の皆様に対し、心よりお悔やみ申し上げますとともに、被災された皆様には、謹んでお見舞い申し上げます。また、被災地の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。



代表取締役社長執行役員  
石塚 邦雄

## 世界随一の 小売サービス業グループの 実現に向けて

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成23年3月31日をもちまして、株式会社三越伊勢丹ホールディングスの第3期の決算を行いましたので、ここに報告書をお届けさせていただきます。何卒、ご高覧いただきたくお願い申し上げます。

当期におきましては、世界経済に回復の動きも見えはじめ、国内では一部で生産や輸出の増加もありました。

この間、当社グループは、より効率的な事業基盤を構築すべくグループ組織の再編等を推し進め、本年4月1日には、その基盤整備の最終形として、(株)三越と(株)伊勢丹は合併し(株)三越伊勢丹となりました。

他方、本年3月11日に発生した東日本大震災では、当社グループの仙台三越店が一時期営業を中止するとともに、その後の計画停電でも、首都圏の店舗の営業時間が短縮されるなど、大きな影響を受けざるをえませんでした。

今後も、極めて厳しい経済環境が続くと思われませんが、一人ひとりのお客さまのお声と向き合い、新たな価値を創造することで「世界随一の小売サービス業グループ」の実現を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## 1. 当社グループの現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における日本経済は、世界経済の回復とともに、輸出や生産が増加基調にあり、踊り場から本来の回復軌道へ復する動きにありました。

しかしながら、本年3月11日に発生した東日本大震災は、東北各地に甚大な被害をもたらすとともに、日本経済全体にも計り知れない影響を及ぼすこととなりました。

小売業界におきましては、年度後半より一部に持ち

直しの兆しも見え始めておりましたが、震災後には、消費マインドの減退や計画停電による営業時間の短縮等で大幅な減収に陥る企業も多く、通期では厳しい状況となりました。

このような中で、当社グループは、グループビジョンに掲げる「世界随一の小売サービス業グループ」の実現に向け、三越と伊勢丹ならびにグループ各社が有する強みと経営資源を最大限に活かすことで、営業力の強化と業務効率の向上に取り組んでまいりました。

## 百貨店業

百貨店業では、まず、三越と伊勢丹におきまして、日々お客さまと向きあい、お客さまのご要望を具現化することで、新たな顧客満足の創出に努めました。

三越日本橋本店におきましては、上質を求めるお客さまのご要望に的確にお応えすることで「三越の象徴に相応しいプレステージストア」を確



三越・日本橋本店



立すべく、店頭営業に係わる業務フローやシステム基盤の整備に取り組みました。

また、平成20年7月より増床工事に取り組んでおりました三越銀座店は、昨年9月11日に、地域最大規模の商業施設に生まれ変わりオープンいたしました。

同店では、「新しい価値をスタイルとして創造し 時代の扉を開ける店」をストアコンセプトに掲げ、「衣・食・住・遊・知」のお客さまの生活のすべてにわたり、「銀座らしさ」、「銀座ならではの



婦人ファッション・三越

の新しいスタイルを提案いたしました。

その結果、新たなお客さまが多数ご来店いただくなど、売上高等はおおむね計画通りに推移いたしております。

一方、伊勢丹新宿本店におきましては、「世界最高のファッションデパートメントストア」の実現に向け、お客さまの声から生まれた独自商品である「オンリー・アイ」をはじめ、価値の高い商品を幅広く提案いたしました。

さらに、グループ全体の百貨店事業の再構築の一環



三越・銀座店4階 婦人服

として、商品の製造・流過程にまで踏み込んだ改革に取り組み、提供価値の向上に努めました。

次に、その他のグループ百貨店におきましては、品揃えや業務オペレーション等を標準化した「ユニットショップ」の導入などで、お客さまのご要望に的確にお応えできる営業施策を推進いたしました。

また、地方店舗が地域に密着

した最適な営業施策を推進できる体制を整備すべく、従来の三越の支店でありました地方店舗は、昨年4月1日付で、株式会社札幌三越、株式会社仙台三越、株式会社名古屋三越、株式会社広島三越、株式会社高松三越、株式会社松

山三越、株式会社福岡三越が、それぞれの地域における事業を承継し独立会社となりました。

さらに、当社グループの店舗が併存する新潟地区、福岡地区、札幌地区では、昨年4月1日付で株式会社新潟三越伊勢丹が、昨年10月1日付で株式会社岩田屋三越が、本年4月1日付で株式会社札幌丸井三越が、それぞれの地区における事業運営会社となりました。

また、当社の持分法適用関連会社である株式会社ジェイアール西日本伊勢丹は、本年5月4日、JR大阪駅の「ノースゲートビルディング」にJR大阪三越伊勢丹を開業し好評を博しております。同店は、三越と伊勢丹が総力を結集した初の



婦人ファッション・伊勢丹



伊勢丹・新宿本店



伊勢丹・新宿本店



ノースゲートビルディング (イメージ)

ダブルネーム百貨店であり、より多くのお客さまに、新たな発見やお買物の楽しさを味わっていただくことで感動あふれる百貨店の実現を目指してまいります。

なお、仙台三越店につきましては、本年3月11日に発生した東日本大震災で店舗設備等の一部に損傷が



紳士ファッション・伊勢丹

発生し、営業を一時中止しておりましたが、地域の皆様とともに懸命の復旧を図ったことで、4月28日より全館で営業再開を果たしております。今後同店は、グループ全体の被災地支援の中心として、商品の安定供給に努めるなど、災害地域の復興に向けて社会的責務を果たしてまいり所存でございます。

一方、海外の百貨店業におきましては、中国において、同国の高い経済成長を背景に、現地通貨ベースで前年同期を大きく上回る店舗が多く好調に推

移いたしました。また、東南アジア地域におきましても、個人消費は底堅く推移し、現地通貨ベースでは総じて堅調となりました。

なお、シンガポールでは、昨年11月25日に、同国で6店舗目となるセラングーン店を開業し、質の高い品揃えで地元顧客にご満足をいただき売上高等は順調に推移いたしております。

また、タイのバンコク伊勢丹につきましては、同市の中心部で始まった反政府運動の影響で、昨年4月3日より営業を一時中止いたしました。店舗被害は極めて軽微であり、昨年6月24日より営業を再開いたしております。

なお、当社グループの進める選択と集中による構造改革の一環として、国内におきましては、昨年8月末日をもちまして札幌アルタが、海外におきましては、昨年9月末日をもちましてパリ三越が、それぞれ営業を終了いたしました。両店の営業終了に伴うご不便を深くお詫び申し上げますとともに、これまでのご支援、ご愛顧に心よりお礼申し上げます。

以上のような結果により、百貨店業の売上高は、1兆1,384億円余、前年同期比94.8%、営業利益は139億円余、前年同期比194.6%となりました。

## クレジット・金融・友の会業

クレジット・金融・友の会業につきましては、お客さまの利便性をより高めるとともに収益力の高い経営基盤の構築に向けて、カード・保険・友の会事業に関す

るグループ運営体制を整備いたしました。

具体的には、株式会社エムアイカードは、昨年4月1日より、三越と伊勢丹において共通のグループカード



エムアイカード

の運営を開始いたしました。また、昨年10月1日からは、岩田屋、札幌丸井今井、函館丸井今井もこれに加えて、グループ店舗全体で共通のサービスを

を提供できる体制を整えました。

さらに、同社は、昨年4月1日付で、株式会社三越保険サービスを吸収合併するとともに、グループ全体の友の会事業の一元化を図るため、昨年4月1日付で三越および伊勢丹の友の会事業を、昨年10月1日付で岩田屋の友の会事業を、それぞれ同社の子会社である株式会社エムアイ友の会のもとに統合し、顧客基盤強化に向けた諸施策を効果的に推進する体制を整えました。

## 小売・専門店業

小売・専門店業におきましては、スーパーマーケット業を営む株式会社クイーンズ伊勢丹が、品質を追求した「グリーンQ」をはじめ、食の安心・安全・健康を重視した質の高い品揃えを実現することで地域のお客さまにご満足をいただいております。

なお、当社グループにおける食品の販売・製造・卸売に係わる経営資源を集中化・効率化する観点から、本年4月1日付で、同社と、食品製造・卸売業を営む株式会社二幸は合併し、株式会社三越伊勢丹フードサー

なお、クレジット・金融・友の会業につきましては、同事業をグループ収益の第二の柱に育てるべく、当初計画を前倒しで実施するなど運営基盤の構築を急いでまいりました。その結果、グループ化の進展による加盟店手数料が大幅に増加いたしました。グループカード発行に伴う経過的な経費等の増加がありました。

以上のような状況のもとで、クレジット・金融・友の会業の売上高は229億円余、営業利益は52億円余の損失となりました。当第3期より、従来独立して区分表示しておりました友の会事業を含めることといたしましたので、前年同期比は記載しておりません。



エムアイ友の会カード

ビスとなりました。

以上のような結果、小売・専門店業の売上高は521億円余、前年同期比88.5%、営業利益は61百万円余となりました。



グリーンQ

## 不動産業

不動産業につきましては、ビル管理業を営む株式会社三越伊勢丹ビルマネジメントが、昨年4月1日付で当社の直接子会社となり、グループ全体の営業支援機能の効率化を図るとともに、グループ百貨店の店舗環境の標準化等によるコスト削減を推進いたしました。

このような取組みにより、不動産業の売上高は292

億円余、営業利益は15億円余となりました。なお、従来不動産業は、その他に含めておりましたが、当第3期より不動産業として区分表示することといたしました。従って、本不動産業および後記のその他につきましては、前年同期比を記載しておりません。

## その他

その他につきましては、物流・人材サービス等の営業支援機能を担うグループ会社が、支援業務の生産性向上に向けて、グループ内の経営資源の最適化を図

るとともに、効果的な支援体制の構築に努めました。

その結果、その他の売上高は849億円余、営業利益は21億円余となりました。

以上のような結果により、当連結会計年度の連結決算につきましては、売上高は1兆2,207億円余、前年同期比94.5%、営業利益は109億円余、前年同期比263.1%、経常利益は270億円余、前年同期比137.3%、当期純利益は26億円余となりました。

なお、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの株式会社三越の売上高は2,807億円余、営業利益は3億円余となりました。また、同期間の株式会社伊勢丹の売上高は3,659億円余、前年同期比92.5%、営業利益は107億円余、前年同期比107.9%となっております。株式会社三越につきましては、平成22年

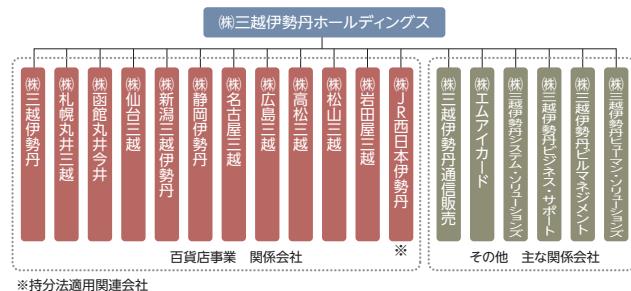
4月1日付で、同社の地方店舗の事業を分社化したため、前年同期比を記載しておりません。

なお、このたび三越の通信販売事業部は、本年4月1日付で、グループ全体の総合的な無店舗販売事業を担う会社として分社化し、株式会社三越伊勢丹通信販売となりました。今後は、店舗以外の販売チャネルの開発・強化に向けて、百貨店事業の枠を越えた独自の展開を目指してまいります。

さらに、当社は、平成20年4月の会社設立以来、グループ力を最大限に発揮できる運営基盤の構築に向け、グループカードの統合、システム基盤の共通化、グ

グループ百貨店および関係会社の事業再編を進めてまいりました。そして、その一連の基盤整備を完遂すべく、本年4月1日付で、三越と伊勢丹は合併し株式会社三越伊勢丹となりました。今後同社は、“三越”と“伊勢丹”という2つののれんを最大限に活用するとともに、相乗効果をさらに高めることで、グループ全体の成長と拡大を牽引してまいります。

### 三越伊勢丹グループ組織(平成23年4月1日付)



## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額の総額は333億円余であります。

主なものは、百貨店業では、三越の各店改修工事等で190億円余、伊勢丹の各店改修工事等で47億円余であります。

## (3) 資金調達状況

当連結会計年度におきましては、当社において金融機関から合計240億円の長期借入を行ったほか、総額240億円の国内無担保普通社債を発行いたしました。

## (4) 対処すべき課題

今後につきましては、被災地の復興を通じた日本経済全体の早期回復が望まれますが、財政問題等を含め我が国の乗り越えるべき課題は数多くあり、経済環境は極めて不透明な状況が続くと思われま。

また、小売業界におきましては、震災後の心理的な買い控えもある中で、政策的な停電や放射能事故の影響等で消費活動が停滞することも予測されます。

しかしながら、このような状況にあるからこそ、当社グループは「お客さまが欲しいものを、欲しいときに、提供する」、「お客さまに感動していただく」という、いつの時代においても変わらぬ小売業の役割を、ひとつひとつ実行し、積み重ねることで、お客さまのご期待を超える商品とサービスを提供してまいります。

さらに、お客さまの真のご要望を迅速かつ的確に把握する力を高めるとともに、商品仕入れにおける無駄を極力排除することで、適時適品を価値に見合った価格でご提供できる当社独自の仕入構造改革をはじめとした、百貨店ビジネスモデルの構築に取り組んでまいります。

また、中国・東南アジア地域における百貨店事業の拡大に挑むとともに、百貨店としての強みを活かすことで、WEB・宅配をはじめ、お客さまの暮らしに深く係わるソリューション事業の開拓・拡大に注力してまいります。

当社グループは、以上を当面の重点課題に掲げるとともに、日々店頭にてお客さまと向きあうことで、常に上質であたらしいライフスタイルを創造し、お客さまの

生活の中のさまざまなシーンでお役に立つことを通じて、お客さまにとってなくてはならない「マイデパートメントストア」となることを目指してまいり所存でございます。

最後になりましたが、当社は、企業価値の長期的な向上を図りつつ安定的な配当水準を維持することを基本姿勢としながら、経営環境、業績、財務の健全性等を総合的に勘案し、株主の皆様への利益還元を図ってまいります。

このたびの東日本大震災は戦後最悪の災害となりましたが、この大震災が国民生活に及ぼす影響は極めて

大きく、消費マインドの変化は今後も相当期間に及ぶと思われま。これらの状況を総合的に勘案いたしまして、当連結会計年度末の配当金につきましては、1株につき7円とさせていただきたいと存じます。なお、内部留保金につきましては、主要店舗等への設備投資と有利子負債削減に充当することで、企業価値の向上を図ってまいり所存でございます。

ここに、皆様の日頃のご支援とご愛顧に対しまして、深く感謝申し上げますとともに、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## セグメント情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注記)1	合計	調整額 (注記)2	連結計算書類 計上額 (注記)3
	百貨店業	クレジット・ 金融・ 友の会業	小売・ 専門店業	不動産業	計				
売上高									
外部顧客への売上高	1,138,044	9,869	42,909	12,651	1,203,475	17,296	1,220,772	—	1,220,772
セグメント間の内部売上高 又は振替高	355	13,120	9,280	16,571	39,327	67,701	107,029	△107,029	—
計	1,138,400	22,990	52,190	29,222	1,242,803	84,998	1,327,801	△107,029	1,220,772
セグメント利益又は損失(△)	13,991	△5,212	61	1,578	10,418	2,156	12,575	△1,582	10,993
セグメント資産	1,120,271	180,681	10,428	63,680	1,375,062	40,475	1,415,537	△177,761	1,237,775
その他の項目									
減価償却費	18,075	2,396	482	535	21,489	2,923	24,413	△223	24,189
持分法適用会社への投資額	39,570	—	—	14,936	54,506	3,100	57,606	—	57,606
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	27,443	2,719	369	447	30,980	2,749	33,729	△791	32,937

(注記) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、製造・輸出入等・卸売業、物流業、総合人材サービス業、情報処理サービス業等を含んでおります。

2. 調整額は、以下のとおりであります。

(1)セグメント利益又は損失の調整額△1,582百万円は、セグメント間振替であります。

(2)セグメント資産の調整額△177,761百万円は、セグメント間振替であります。

(3)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額△791百万円は、主にセグメント間未実現利益であります。

3. セグメント利益又は損失は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

## 国内百貨店業の売上高(会社別および店別売上高)

会社別・店別		金額(百万円)	構成比(%)	前年比(%)
(株)三越	日本橋本店	205,565	73.2	95.3
	銀座店	44,679	15.9	108.6
	千葉店	18,984	6.8	82.3
	その他	11,485	4.1	—
	合計	280,714	100.0	—
(株)札幌三越		28,621	—	—
(株)仙台三越		28,540	—	—
(株)名古屋三越		69,940	—	—
(株)広島三越		14,972	—	—
(株)高松三越		21,218	—	—
(株)松山三越		15,860	—	—
(株)伊勢丹	新宿本店	219,472	60.0	98.2
	立川店	35,835	9.8	99.4
	松戸店	22,036	6.0	93.7
	浦和店	42,048	11.5	96.2
	相模原店	26,228	7.2	95.3
	府中店	20,301	5.5	96.9
	合計	365,923	100.0	92.5
(株)静岡伊勢丹		21,189	—	97.2
(株)札幌丸井今井		39,281	—	127.6
(株)函館丸井今井		10,250	—	138.6
(株)新潟三越伊勢丹		46,040	—	—
(株)岩田屋三越		105,823	—	—
※(株)ジェイアール西日本伊勢丹		64,078	—	99.4

- (注記) 1. 平成22年4月1日付で、(株)札幌三越、(株)仙台三越、(株)名古屋三越、(株)広島三越、(株)高松三越、(株)松山三越、(株)福岡三越が、従来の(株)三越の地方店舗の事業を承継し独立会社となりました。従いまして、前記各社および(株)三越の前年比は記載しておりません。また、新潟地区、福岡地区では、平成22年4月1日付で(株)新潟三越伊勢丹が、同年10月1日付で(株)岩田屋三越が、それぞれの地区における事業運営会社となりました。また、札幌地区では、平成23年4月1日付で(株)札幌丸井三越が、同地区における事業運営会社となっております。
2. 平成22年4月1日から平成22年9月30日までの(株)福岡三越の売上高は16,046百万円であります。
3. (株)札幌丸井今井と(株)函館丸井今井は、平成21年度は8月1日より営業を開始しております。
4. 平成23年4月1日付で、(株)三越と(株)伊勢丹は合併し(株)三越伊勢丹となっております。
5. ※印は当社の持分法適用関連会社であります。

(商品別売上高)

	商品別	金額(百万円)	構成比(%)	前年比(%)
(株)三越	衣料品	83,308	29.7	—
	身のまわり品	30,452	10.8	—
	雑貨	37,141	13.2	—
	家庭用品	19,887	7.1	—
	食料品	77,491	27.6	—
	その他	32,431	11.6	—
	合 計	280,714	100.0	—
(株)伊勢丹	衣料品	161,161	44.0	89.7
	身のまわり品	43,140	11.8	93.5
	雑貨	51,529	14.1	97.5
	家庭用品	15,239	4.2	93.9
	食料品	76,253	20.8	94.9
	その他	18,598	5.1	92.2
	合 計	365,923	100.0	92.5

(注記) (株)三越につきましては、平成22年4月1日付で、同社の地方店舗の事業を分社化したため、前年比を記載しておりません。



## (5) 財産および損益の状況の推移

### ① 当社および子会社からなる企業集団の財産および損益の状況の推移

項 目	期	第1期【平成20年度】	第2期【平成21年度】	第3期【平成22年度】
		平成20年4月～平成21年3月	平成21年4月～平成22年3月	平成22年4月～平成23年3月 ＜当連結会計年度＞
売上高	(百万円)	1,426,684	1,291,617	1,220,772
営業利益	(百万円)	19,582	4,177	10,993
経常利益	(百万円)	35,052	19,730	27,093
当期純利益または当期純損失(△)	(百万円)	4,683	△63,521	2,640
1株当たり当期純利益または当期純損失(△)	(円)	12.08	△162.51	6.69
総資産	(百万円)	1,351,633	1,238,006	1,237,775
純資産	(百万円)	489,740	425,120	418,152
1株当たり純資産	(円)	1,225.85	1,049.09	1,030.60
自己資本比率	(%)	35.17	33.43	32.84

(注記) 1株当たり当期純利益または当期純損失は、期中平均発行済株式総数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。

### ② 当社単体の財産および損益の状況の推移

項 目	期	第1期【平成20年度】	第2期【平成21年度】	第3期【平成22年度】
		平成20年4月～平成21年3月	平成21年4月～平成22年3月	平成22年4月～平成23年3月 ＜当事業年度＞
営業収益	(百万円)	12,058	12,072	8,334
営業利益	(百万円)	8,628	6,577	3,601
経常利益	(百万円)	8,491	6,584	3,724
当期純利益	(百万円)	7,759	6,209	2,728
1株当たり当期純利益	(円)	20.01	15.89	6.92
総資産	(百万円)	451,467	458,309	767,846
純資産	(百万円)	450,534	457,389	456,103
1株当たり純資産	(円)	1,159.82	1,156.96	1,153.53
自己資本比率	(%)	99.63	99.59	59.26

(注記) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。

## (6) 重要な子会社等の状況(平成23年3月31日現在)

### ①子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率(%)	本店所在地	事業内容
(株)三越	100百万円	100.0	東京都中央区	百貨店業
(株)札幌三越	50百万円	100.0	北海道札幌市中央区	百貨店業
(株)仙台三越	50百万円	100.0	宮城県仙台市青葉区	百貨店業
(株)名古屋三越	50百万円	100.0	愛知県名古屋市中区	百貨店業
(株)広島三越	50百万円	100.0	広島県広島市中区	百貨店業
(株)高松三越	50百万円	100.0	香川県高松市	百貨店業
(株)松山三越	50百万円	100.0	愛媛県松山市	百貨店業
(株)伊勢丹	36,763百万円	100.0	東京都新宿区	百貨店業
(株)静岡伊勢丹	100百万円	100.0	静岡県静岡市葵区	百貨店業
(株)札幌丸井今井	100百万円	100.0	北海道札幌市中央区	百貨店業
(株)函館丸井今井	50百万円	100.0	北海道函館市	百貨店業
(株)新潟三越伊勢丹	100百万円	100.0	新潟県新潟市中央区	百貨店業
(株)岩田屋三越	100百万円	100.0	福岡県福岡市中央区	百貨店業
伊勢丹(中国)投資有限公司	60,371千米ドル	100.0	中華人民共和国上海市	百貨店業
上海梅龍鎮伊勢丹百貨有限公司	5,000千米ドル	80.0	中華人民共和国上海市	百貨店業
天津伊勢丹有限公司	2,100千米ドル	90.0	中華人民共和国天津市	百貨店業
成都伊勢丹百貨有限公司	14,990千米ドル	100.0	中華人民共和国四川省成都市	百貨店業
瀋陽伊勢丹百貨有限公司	12,950千米ドル	100.0	中華人民共和国遼寧省瀋陽市	百貨店業
イセタン(シンガポール)Ltd.	20,625千シンガポールドル	52.7	シンガポール シンガポール市	百貨店業
イセタン(タイランド)Co.,Ltd.	290,000千バーツ	49.0	タイ バンコク市	百貨店業
イセタンオブジャパンSdn.Bhd.	20,000千マレーシアリング	51.0	マレーシア クアラルンプール市	百貨店業
米国三越 INC.	25,000千米ドル	100.0	アメリカ合衆国 ニューヨーク市	百貨店業
(株)エムアイカード	1,100百万円	100.0	東京都新宿区	クレジット・金融・ 友の会業
(株)クイーンズ伊勢丹	100百万円	100.0	東京都新宿区	小売・専門店業

(注記) 当社の出資比率は、(株)三越、(株)札幌三越、(株)仙台三越、(株)名古屋三越、(株)広島三越、(株)高松三越、(株)松山三越、(株)伊勢丹、(株)静岡伊勢丹、(株)札幌丸井今井、(株)函館丸井今井、(株)新潟三越伊勢丹、(株)岩田屋三越および(株)エムアイカードは直接保有、その他は間接保有であります。

### ②持分法適用関連会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率(%)	本店所在地	事業内容
(株)ジェイアール西日本伊勢丹	12,000百万円	40.0	京都府京都市下京区	百貨店業
新光三越百貨股份有限公司	7,251百万台湾ドル	43.5	台湾 台北市	百貨店業

(注記) 当社の出資比率は、(株)ジェイアール西日本伊勢丹は直接保有、新光三越百貨股份有限公司は間接保有であります。



## (7) 主要な事業内容

当企業集団は、百貨店業、クレジット・金融・友の会業、小売・専門店業、不動産業およびその他の5事業を行っております。

## (8) 主要な営業所および事業所(平成23年3月31日現在)

### ① 百貨店業<国内>

	名称	所在地
(株)三越	日本橋本店	東京都中央区日本橋室町一丁目4番1号
	銀座店	東京都中央区銀座四丁目6番16号
	千葉店	千葉県千葉市中央区富士見二丁目6番1号
(株)札幌三越		北海道札幌市中央区南一条西三丁目8番地
(株)仙台三越		宮城県仙台市青葉区一番町四丁目8番15号
(株)名古屋三越	栄店	愛知県名古屋市中区栄三丁目5番1号
	星ヶ丘店	愛知県名古屋市千種区星ヶ丘元町14番14号
(株)広島三越		広島県広島市中区胡町5番1号
(株)高松三越		香川県高松市内町7番1号
(株)松山三越		愛媛県松山市一番町三丁目1番地1
(株)伊勢丹	新宿本店	東京都新宿区新宿三丁目14番1号
	立川店	東京都立川市曙町二丁目5番1号
	松戸店	千葉県松戸市松戸1307番地の1
	浦和店	埼玉県さいたま市浦和区高砂一丁目15番1号
	相模原店	神奈川県相模原市南区相模大野四丁目4番3号
	府中店	東京都府中市宮町一丁目41番2号
(株)静岡伊勢丹		静岡県静岡市葵区呉服町一丁目7番地
(株)札幌丸井今井		北海道札幌市中央区南一条西二丁目11番地
(株)函館丸井今井		北海道函館市本町32番15号
(株)新潟三越伊勢丹	新潟三越店	新潟県新潟市中央区西堀通五番町866番地
	新潟伊勢丹店	新潟県新潟市中央区八千代一丁目6番1号
(株)岩田屋三越	岩田屋本店	福岡県福岡市中央区天神二丁目5番35号
	岩田屋久留米店	福岡県久留米市天神町一丁目1番地
	福岡三越店	福岡県福岡市中央区天神二丁目1番1号
(株)ジェイアール西日本伊勢丹		京都府京都市下京区烏丸通塩小路下ル東塩小路町901番地

- (注記) 1. 平成22年4月1日付で、従来の(株)三越の支店でありました札幌店、仙台店、名古屋栄店・星ヶ丘店、広島店、高松店、松山店、福岡店の各事業を、それぞれ(株)札幌三越、(株)仙台三越、(株)名古屋三越、(株)広島三越、(株)高松三越、(株)松山三越、(株)福岡三越が承継しております。
2. 平成22年4月1日付で、(株)新潟伊勢丹は(株)三越の新潟店の事業を承継し(株)新潟三越伊勢丹となりました。また、同年10月1日付で(株)福岡三越と(株)岩田屋は合併し(株)岩田屋三越となりました。
3. 平成23年4月1日付で、(株)札幌三越と(株)札幌丸井今井は合併し(株)札幌丸井三越となっております。
4. 平成23年4月1日付で、(株)三越と(株)伊勢丹は合併し(株)三越伊勢丹となっております。

## <海外>

名称	所在地
上海梅龍鎮伊勢丹百貨有限公司	中華人民共和国上海市
天津伊勢丹有限公司	中華人民共和国天津市
成都伊勢丹百貨有限公司	中華人民共和国四川省成都市
瀋陽伊勢丹百貨有限公司	中華人民共和国遼寧省瀋陽市
イセタン(シンガポール) Ltd.	シンガポール シンガポール市
イセタン(タイランド)Co., Ltd.	タイ バンコク市
イセタン オブ ジャパンSdn. Bhd.	マレーシア クアラルンプール市
米国三越 INC.	アメリカ合衆国 ニューヨーク市
新光三越百貨股份有限公司	台湾 台北市

## ②クレジット・金融・友の会業

名称	所在地
(株)エムアイカード	東京都新宿区新宿五丁目17番18号
(株)エムアイ友の会	東京都千代田区大手町二丁目6番2号

## ③小売・専門店業

名称	所在地
(株)クイーンズ伊勢丹	東京都新宿区新宿五丁目17番18号

(注記) (株)クイーンズ伊勢丹は、平成23年4月1日付で(株)二幸と合併し、(株)三越伊勢丹フードサービスとなりました。同社の所在地は、東京都中央区豊海町3番16号でございます。

## ④不動産業

名称	所在地
(株)三越不動産	東京都千代田区岩本町二丁目1番18号

## (9) 従業員の状況

### 当社および子会社からなる企業集団の従業員の状況

	従業員数(名)	前期末比較増減
百貨店業	11,486	813名減
クレジット・金融・友の会業	396	15名増
小売・専門店業	589	32名減
不動産業	328	18名増
その他	1,189	81名増
合計	13,988	731名減

(注記) 臨時雇用者、アルバイトは含んでおりません。

## (10) 主要な借入先および借入額

### 当社および子会社からなる企業集団の主要な借入先

借入先名	借入額(百万円)
株式会社三菱東京UFJ銀行	34,581
株式会社三井住友銀行	31,500
三菱UFJ信託銀行株式会社	21,500
中央三井信託銀行株式会社	21,500
株式会社日本政策投資銀行	15,000
株式会社みずほコーポレート銀行	1,100

## (11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当連結会計年度におきましては、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により店舗・商品等の被害として災害による損失を21億円余、仙台三越店の減損損失を61億円余、それぞれ特別損失として計上いたしております。

## 2. 会社の株式に関する事項(平成23年3月31日現在)

(1)発行可能株式総数 1,500,000,000株

### (2)発行済株式の総数

当事業年度末 394,630,834株

前期末比較増減 46,360株 増

(注記) 1. うち自己株式数は、170,590株であります。

2. 発行済株式の総数の増加は、当事業年度中における新株予約権の行使によるものであります。

### (3)株主数

当事業年度末 152,687名

前期末比較増減 6,356名 増

### (4)大株主

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	18,637,900	4.72
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	15,907,000	4.03
財団法人三越厚生事業団	13,667,832	3.46
三越伊勢丹グループ取引先持株会	7,633,178	1.94
清水建設株式会社	6,200,000	1.57
明治安田生命保険相互会社	5,697,279	1.44
株式会社三菱東京UFJ銀行	5,342,995	1.35
三井住友海上火災保険株式会社	5,299,805	1.34
日本興亜損害保険株式会社	5,189,767	1.32
三越伊勢丹グループ従業員持株会	5,084,486	1.29

(注記) 持株比率は自己株式(170,590株)を控除して計算しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当事業年度末日において当社取締役および当社監査役が保有している新株予約権等の状況

	名称	個数(個)	保有者数(名)
取締役 (社外を除く)	第1回 新株予約権	309	2
	第3回 新株予約権	186	2
	第4回 新株予約権	648	3
	第5回 新株予約権	609	3
	第6回 新株予約権	757	3
	第8回 新株予約権	17	1
	第11回 新株予約権	12	1
	第13回 新株予約権	193	2
	第14回 新株予約権	495	3
	第15回 新株予約権	538	5
取締役(社外)	該当ありません。		
監査役	該当ありません。		

前記の新株予約権の内容は以下のとおりであります。

なお、株式会社三越および株式会社伊勢丹が発行した新株予約権は、平成20年4月1日をもって消滅し、同日当該新株予約権の新株予約権者に対してこれに代わる当社の新株予約権を交付いたしました。

#### ■ 第1回新株予約権(平成20年4月1日発行)

新株予約権の数(発行時点)	3,252個
新株予約権の目的となる株式の種類および数(発行時点)	当社普通株式 325,200株(新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1個あたり116,200円(1株あたり1,162円)
新株予約権を行使することができる期間	平成20年4月1日から平成24年6月26日
譲渡による新株予約権の取得の制限	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

#### ・新株予約権の行使条件

株式会社伊勢丹の取締役が付与された株式会社伊勢丹第1回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。

- (1) 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
- (2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第1回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社または株式会社伊勢丹の取締役の地位を喪失した場合または当社または株式会社伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社または株式会社伊勢丹の執行役員の地位に就任後再び当社または株式会社伊勢丹の取締役の地位に就任する場合は、それぞれ最終の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位

を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年が経過した場合は未行使の新株予約権を以後行使することはできない。ただし、行使期間については、「株式会社三越伊勢丹ホールディングス第1回新株予約権の内容」(以下、「第1回新株予約権要項」という。)に定める「新株予約権を行使することができる期間」を超えることはできない。

- (3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第1回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は、「第1回新株予約権要項」に定める条件に従い、新株予約権を相続することができる。

株式会社伊勢丹の執行役員に付与された株式会社伊勢丹第1回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。

- (1) 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。

- (2) 新株予約権者（株式会社伊勢丹第1回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。）が、死亡以外の理由で、当社または株式会社伊勢丹の執行役員の地位を喪失した場合は、地位を喪失した日（新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日）から4年が経過した場合は未行使の新株予約権を以後行使することができない。ただし、当社または株式会社伊勢丹の執行役員の地位を喪失後、引き続き当社または株式会社伊勢丹の取締役として当社または株式会社伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社または株式会社伊勢丹の取締役の地位を喪失した日（新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日）から4年間に限り新株予約権の行使を認める。ただし、行使期間については、「第1回新株予約権要項」に定める「新株予約権を行使することができる期間」を超えることはできない。
- (3) 新株予約権者（株式会社伊勢丹第1回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。）が死亡した場合には、相続人は、「第1回新株予約権要項」に定める条件に従い、新株予約権を相続することができる。

株式会社伊勢丹の従業員に付与された株式会社伊勢丹第1回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。

- (1) 新株予約権1個当たりの一部行使できないものとする。
- (2) 新株予約権者（株式会社伊勢丹第1回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。）が、死亡以外の理由で、当社または株式会社伊勢丹の従業員の地位を喪失したときは、地位を喪失した日（新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日）から4年が経過した場合は未行使の新株予約権を以後行使することはできない。ただし、当社または株式会社伊勢丹の従業員の地位を喪失後、引き続き当社または株式会社伊勢丹の取締役または執行役員として当社または株式会社伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社または株式会社伊勢丹の取締役または執行役員の地位を喪失した日（新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日）から4年間に限り新株予約権の行使を認める。ただし、行使期間については、「第1回新株予約権要項」に定める「新株予約権を行使することができる期間」を超えることはできない。
- (3) 新株予約権者（株式会社伊勢丹第1回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。）が死亡した場合には、相続人は、「第1回新株予約権要項」に定める条件に従い、新株予約権を相続することができる。

#### ・新株予約権の取得条件

当社は、以下の場合に、その新株予約権を無償で取得するものとする。  
株式会社伊勢丹の取締役が付与された株式会社伊勢丹第1回新株予約権に代えて交付される新株予約権

- (1) 新株予約権者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合  
(2) 以下に定める事由が生じた場合または「第1回新株予約権要項」に定めるその他の事由が生じた場合において、当社の取締役会において新株予約

権の無償での取得が決議された場合

- ①会社法に定める取締役の欠格事由に該当した場合  
②当社または株式会社伊勢丹の取締役を解任された場合  
③当社または株式会社伊勢丹のインサイダー取引防止規程に違反した場合  
④新株予約権の内容または割当契約の規定に違反した場合  
⑤その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社または株式会社伊勢丹に著しい損害を与えた場合  
⑥著しく当社または株式会社伊勢丹の信用を毀損する行為を行った場合

株式会社伊勢丹の執行役員に付与された株式会社伊勢丹第1回新株予約権に代えて交付される新株予約権

- (1) 新株予約権者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合  
(2) 以下に定める事由が生じた場合または「第1回新株予約権要項」に定めるその他の事由が生じた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合  
①当社または株式会社伊勢丹の執行役員規程に定める執行役員の欠格事由に該当した場合  
②当社または株式会社伊勢丹の執行役員規程に基づき執行役員を解任された場合  
③当社または株式会社伊勢丹のインサイダー取引防止規程に違反した場合  
④新株予約権の内容または割当契約の規定に違反した場合  
⑤その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社または株式会社伊勢丹に著しい損害を与えた場合  
⑥著しく当社または株式会社伊勢丹の信用を毀損する行為を行った場合

株式会社伊勢丹の従業員に付与された株式会社伊勢丹第1回新株予約権に代えて交付される新株予約権

- (1) 新株予約権者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合  
(2) 以下に定める事由が生じた場合または「第1回新株予約権要項」に定めるその他の事由が生じた場合において、当社の取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合  
①当社または株式会社伊勢丹の労働協約の規程または表彰・懲戒規程に基づき解雇された場合  
②当社または株式会社伊勢丹のインサイダー取引防止規程に違反した場合  
③新株予約権の内容または割当契約の規定に違反した場合  
④その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社または株式会社伊勢丹に著しい損害を与えた場合  
⑤著しく当社または株式会社伊勢丹の信用を毀損する行為を行った場合

### ■第3回新株予約権(平成20年4月1日発行)

新株予約権の数(発行時点)	3,842個
新株予約権の目的となる株式の種類および数(発行時点)	当社普通株式 384,200株(新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1個あたり137,800円(1株あたり1,378円)
新株予約権を行使することができる期間	平成20年4月1日から平成23年6月28日
譲渡による新株予約権の取得の制限	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

### ・新株予約権の行使条件

株式会社伊勢丹の取締役に付与された株式会社伊勢丹第3回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。

- (1) 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
- (2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第3回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社または株式会社伊勢丹の取締役の地位を喪失した場合または当社または株式会社伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社または株式会社伊勢丹の執行役員の地位に就任後再び当社または株式会社伊勢丹の取締役の地位に就任する場合は、それぞれ最終の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年が経過した場合は未行使の新株予約権を以後行使することはできない。ただし、行使期間については、「株式会社三越伊勢丹ホールディングス第3回新株予約権の内容」(以下、「第3回新株予約権要項」という。)に定める「新株予約権を行使することができる期間」を超えることはできない。
- (3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第3回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は、「第3回新株予約権要項」に定める条件に従い、新株予約権を相続することができる。

株式会社伊勢丹の執行役員に付与された株式会社伊勢丹第3回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。

- (1) 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
- (2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第3回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社または株式会社伊勢丹の執行役員の地位を喪失した場合は、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年が経過した場合、未行使の新株予約権を以後行使することができない。ただし、当社または株式会社伊勢丹の執行役員の地位を喪失後、引続き当社または株式会社伊勢丹の取締役として当社または株式会社伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社または株式会社伊勢丹の取締役の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該

地位喪失日)から2年間に限り新株予約権の行使を認める。ただし、行使期間については、「第3回新株予約権要項」に定める「新株予約権を行使することができる期間」を超えることはできない。

- (3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第3回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は、「第3回新株予約権要項」に定める条件に従い、新株予約権を相続することができる。

株式会社伊勢丹の従業員に付与された株式会社伊勢丹第3回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。

- (1) 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
- (2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第3回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社または株式会社伊勢丹の従業員の地位を喪失したときは、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年が経過した場合は未行使の新株予約権を以後行使することはできない。ただし、当社または株式会社伊勢丹の従業員の地位を喪失後、引続き当社または株式会社伊勢丹の取締役または執行役員として当社または株式会社伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社または株式会社伊勢丹の取締役または執行役員の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年間に限り新株予約権の行使を認める。ただし、行使期間については、「第3回新株予約権要項」に定める「新株予約権を行使することができる期間」を超えることはできない。
- (3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第3回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は、「第3回新株予約権要項」に定める条件に従い、新株予約権を相続することができる。

### ・新株予約権の取得条件

第1回新株予約権の取得条件に同じ(ただし、第1回新株予約権の取得条件において「株式会社伊勢丹第1回新株予約権」とあるのは「株式会社伊勢丹第3回新株予約権」と、「第1回新株予約権要項」とあるのは「第3回新株予約権要項」とそれぞれ読み替えるものとする。)

## ■第4回新株予約権(平成20年4月1日発行)

新株予約権の数(発行時点)	6,449個
新株予約権の目的となる株式の種類および数(発行時点)	当社普通株式 644,900株(新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1個あたり156,000円(1株あたり1,560円)
新株予約権を行使することができる期間	平成20年4月1日から平成24年6月28日
譲渡による新株予約権の取得の制限	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

### ・新株予約権の行使条件

第3回新株予約権の行使条件に同じ(ただし、第3回新株予約権の行使条件において「株式会社伊勢丹第3回新株予約権」とあるのは「株式会社伊勢丹第4回新株予約権」と、「株式会社三越伊勢丹ホールディングス第3回新株予約権の内容」とあるのは「株式会社三越伊勢丹ホールディングス第4回新株予約権の内容」と、「第3回新株予約権要項」とあるのは「第4回新株予約権要項」とそれぞれ読み替えるものとする。)

### ・新株予約権の取得条件

第1回新株予約権の取得条件に同じ(ただし、第1回新株予約権の取得条件において「株式会社伊勢丹第1回新株予約権」とあるのは「株式会社伊勢丹第4回新株予約権」と、「第1回新株予約権要項」とあるのは「第4回新株予約権要項」とそれぞれ読み替えるものとする。)

## ■第5回新株予約権(平成20年4月1日発行)

新株予約権の数(発行時点)	6,356個
新株予約権の目的となる株式の種類および数(発行時点)	当社普通株式 635,600株(新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1個あたり182,900円(1株あたり1,829円)
新株予約権を行使することができる期間	平成20年8月9日から平成25年8月8日
譲渡による新株予約権の取得の制限	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

### ・新株予約権の行使条件

株式会社伊勢丹の取締役が付与された株式会社伊勢丹第5回新株予約権に代えて交付される新株予約権は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、当該各号時点以降、当然に新株予約権は行使することができなくなり、当該各時点に未行使の新株予約権全部を当然に放棄したとみなされる。

- (1) 取締役の地位を平成19年3月31日までに、自己の都合により喪失した場合。
- (2) 取締役の地位を平成19年3月31日までに、死亡により喪失した場合。
- (3) 前2号に定めるほか、当社または株式会社伊勢丹の取締役の地位を喪失したときまたは当社または株式会社伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社または株式会社伊勢丹の執行役員の地位に就任するときもしくは当社または株式会社伊勢丹の取締役の地位を喪失して当社または株式会社伊勢丹の執行役員の地位に就任するときは、それぞれ最終の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年が経過した場合。
- (4) 当社の事前の書面による承認を得ずに当社または株式会社伊勢丹と競業関係にある会社(当社が認める会社を除く。)の役員、従業員、嘱託(派遣社員を含む。)、顧問、相談役、代表者またはコンサルタントその他名称の如何に係わらず、その職務に就いた場合。
- (5) 「株式会社三越伊勢丹ホールディングス第5回新株予約権の内容」(以下「第5回新株予約権要項」という。)に定める「新株予約権を行使できる期間」が経過した場合。
- (6) 新株予約権を付与された取締役が死亡したときは、「第5回新株予約権要項」に定めるところに従い新株予約権の承継の手続がなされない場合または「第5回新株予約権要項」に定める条件に従った行使がなされない場合。
- (7) 以下に定める事由が生じた場合。
  - ① 会社法に定める取締役の欠格事由に該当した場合
  - ② 当社または株式会社伊勢丹の取締役を解任された場合
  - ③ 当社または株式会社伊勢丹のインサイダー取引防止規程に違反したと当社が認めた場合
  - ④ 新株予約権の内容または割当契約の規定に違反したと当社が認めた場合
  - ⑤ その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社または株式会社伊勢丹に著しい損害を与えたと当社が認めた場合
  - ⑥ 著しく当社または株式会社伊勢丹の信用を毀損する行為を行ったと当社が認めた場合

株式会社伊勢丹の執行役員に付与された株式会社伊勢丹第5回新株予約権に代えて交付される新株予約権は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、当該各号時点以降、当然に新株予約権は行使することができなくなり、当該各時点に未行使の新株予約権全部を当然に放棄したとみなされる。

- (1) 執行役員の地位を平成19年3月31日までに、自己の都合により喪失した場合。

- (2) 執行役員の地位を平成19年3月31日までに、死亡により喪失した場合。
- (3) 前2号に定めるほか、当社または株式会社伊勢丹の執行役員の地位を喪失して(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日から)2年が経過した場合、ただし、当社または株式会社伊勢丹の執行役員の地位を喪失後、引き続き当社または株式会社伊勢丹の取締役として当社または株式会社伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、その場合は、最終的に当社または株式会社伊勢丹の取締役の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年が経過した場合。
- (4) 当社の事前の書面による承認を得ずに当社または株式会社伊勢丹と競業関係にある会社(当社が認める会社を除く。)の役員、従業員、嘱託(派遣社員を含む。)、顧問、相談役、代表者またはコンサルタントその他名称の如何に係わらず、その職務に就いた場合。
- (5) 「第5回新株予約権要項」に定める「新株予約権を行使できる期間」が経過した場合。
- (6) 新株予約権を付与された執行役員が死亡したときは、「第5回新株予約権要項」に定めるところに従い新株予約権の承継の手続がなされない場合または「第5回新株予約権要項」に定める条件に従った行使がなされない場合。
- (7) 以下に定める事由が生じた場合。
  - ① 当社または株式会社伊勢丹の執行役員規程に定める執行役員の欠格事由に該当した場合
  - ② 当社または株式会社伊勢丹の執行役員規程に基づき執行役員を解任された場合
  - ③ 当社または株式会社伊勢丹のインサイダー取引防止規程に違反したと当社が認めた場合
  - ④ 新株予約権の内容または割当契約の規定に違反したと当社が認めた場合
  - ⑤ その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社または株式会社伊勢丹に著しい損害を与えたと当社が認めた場合
  - ⑥ 著しく当社または株式会社伊勢丹の信用を毀損する行為を行ったと当社が認めた場合

株式会社伊勢丹の従業員に付与された株式会社伊勢丹第5回新株予約権に代えて交付される新株予約権は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、当該各号時点以降、当然に新株予約権は行使することができなくなり、当該各時点に未行使の新株予約権全部を当然に放棄したものとみなされる。

- (1) 従業員の地位を平成19年3月31日までに、自己の都合により喪失した場合。
- (2) 従業員の地位を平成19年3月31日までに、死亡により喪失した場合。
- (3) 前2号に定めるほか、当社または株式会社伊勢丹の従業員の地位を喪失し、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年が経過した場合。ただし、当社または株式会社伊勢丹の従業員の地位喪失後、引続き当社

- たは株式会社伊勢丹の取締役または執行役員として当社または株式会社伊勢丹との委任契約を締結する場合はこの限りではなく、最終的に当社または株式会社伊勢丹の取締役または執行役員の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から2年が経過した場合。
- (4) 当社の事前の書面による承認を得ずに当社または株式会社伊勢丹と競業関係にある会社(当社が認める会社を除く。)の役員、従業員、嘱託(派遣社員を含む。)、顧問、相談役、代表者またはコンサルタントその他名称の如何に係わらず、その職務に就いた場合。
- (5) 「第5回新株予約権要項」に定める「新株予約権を行使できる期間」が経過した場合。
- (6) 新株予約権を付与された従業員が死亡したときは、「第5回新株予約権要項」に定めるところに従い新株予約権の承継の手續がなされない場合または「第5回新株予約権要項」に定める条件に従った行使がなされない場合。
- (7) 以下に定める事由が生じた場合。
- ①当社または株式会社伊勢丹の労働協約の規定または表彰・懲戒規程に基づき解雇された場合

- ②当社または株式会社伊勢丹のインサイダー取引防止規程に違反したと当社が認めた場合
- ③新株予約権の内容または割当契約の規定に違反したと当社が認めた場合
- ④その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社または株式会社伊勢丹に著しい損害を与えたと当社が認めた場合
- ⑤著しく当社または株式会社伊勢丹の信用を毀損する行為を行ったと当社が認めた場合

#### ・新株予約権の取得条件

第1回新株予約権の取得条件に同じ(ただし、第1回新株予約権の取得条件において「株式会社伊勢丹第1回新株予約権」とあるのは「株式会社伊勢丹第5回新株予約権」と、「第1回新株予約権要項」とあるのは「第5回新株予約権要項」とそれぞれ読み替えるものとする。)

### ■第6回新株予約権(平成20年4月1日発行)

新株予約権の数(発行時点)	7,510個
新株予約権の目的となる株式の種類および数(発行時点)	当社普通株式 751,000株(新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1個あたり195,200円(1株あたり1,952円)
新株予約権を行使することができる期間	平成21年8月8日から平成26年8月7日
譲渡による新株予約権の取得の制限	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

#### ・新株予約権の行使条件

第5回新株予約権の行使条件に同じ(ただし、第5回新株予約権の行使条件において「株式会社伊勢丹第5回新株予約権」とあるのは「株式会社伊勢丹第6回新株予約権」と、「平成19年3月31日までに」とあるのは「平成20年3月31日までに」と、「株式会社三越伊勢丹ホールディングス第5回新株予約権の内容」とあるのは「株式会社三越伊勢丹ホールディングス第6回新株予約権の内容」と、「第5回新株予約権要項」とあるのは「第6回新株予約権要項」とそれぞれ読み替えるものとする。)

#### ・新株予約権の取得条件

第1回新株予約権の取得条件に同じ(ただし、第1回新株予約権の取得条件において「株式会社伊勢丹第1回新株予約権」とあるのは「株式会社伊勢丹第6回新株予約権」と、「第1回新株予約権要項」とあるのは「第6回新株予約権要項」とそれぞれ読み替えるものとする。)

### ■第8回新株予約権(平成20年4月1日発行)

新株予約権の数(発行時点)	322個
新株予約権の目的となる株式の種類および数(発行時点)	普通株式 322,000株(新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の払込金額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1個あたり1,359,000円(1株あたり1,359円)
新株予約権を行使することができる期間	平成20年4月1日から平成23年6月27日
譲渡による新株予約権の取得の制限	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

#### ・新株予約権の行使条件

株式会社伊勢丹の取締役に付与された株式会社伊勢丹新株引受権を有する者に付与された株式会社伊勢丹第8回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。

- (1) 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
- (2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第8回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で、当社または株式会社伊勢丹の取締役の地位を喪失した場合は、取締役の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当

該地位喪失日)から4年間に限り新株予約権の行使を認める。ただし、行使期間については、「株式会社三越伊勢丹ホールディングス第8回新株予約権の内容」(以下「第8回新株予約権要項」という。)に定める「新株予約権を行使することができる期間」を超えることはできない。

(3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第8回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は、「第8回新株予約権要項」に定める条件に従い、新株予約権を相続することができる。

株式会社伊勢丹の執行役員に付与された株式会社伊勢丹新株引受権を有する者に付与された株式会社伊勢丹第8回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。

- (1) 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
- (2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第8回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で当社または株式会社伊勢丹の執行役員の地位を喪失した場合は、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年間に限り新株予約権の行使を認める。当社または株式会社伊勢丹の執行役員の地位を喪失後、引き続き当社または株式会社伊勢丹の取締役として当社または株式会社伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社または株式会社伊勢丹の取締役の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年間に限り新株予約権の行使を認める。ただし、行使期間については、「第8回新株予約権要項」に定める「新株予約権を行使することができる期間」を超えることはできない。
- (3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第8回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は、「第8回新株予約権要項」に定める条件に従い、新株予約権を相続することができる。

株式会社伊勢丹の従業員に付与された株式会社伊勢丹新株引受権を有する者に付与された株式会社伊勢丹第8回新株予約権に代えて交付される新株予約権の行使の条件は、次のとおりである。

- (1) 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
- (2) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第8回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が、死亡以外の理由で当社または株式会社伊勢丹の従業員の地位を喪失した場合は、地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年間に限り新株予約権の行使を認める。当社または株式会社伊勢丹の従業員の地位を喪失後、引き続き当社または株式会社伊勢丹の取締役または執行役員として当社または株式会社伊勢丹との委任契約を締結する場合には、この限りではなく、最終的に当社または株式会社伊勢丹の取締役または執行役員の地位を喪失した日(新株予約権の交付の日において既に地位を喪失している場合には、当該地位喪失日)から4年間に限り新株予約権の行使を認める。ただし、行使期間については、「第8回新株予約権要項」に定める「新株予約権を行使することができる期間」を超えることはできない。
- (3) 新株予約権者(株式会社伊勢丹第8回新株予約権を相続して新株予約権者となった者を除く。)が死亡した場合には、相続人は、「第8回新株予約権要項」に定める条件に従い、新株予約権を相続することができる。

#### ・新株予約権の取得条件

第1回新株予約権の取得条件に同じ(ただし、第1回新株予約権の取得条件において「株式会社伊勢丹第1回新株予約権」とあるのは「株式会社伊勢丹第8回新株予約権」と、「第1回新株予約権要項」とあるのは「第8回新株予約権要項」とそれぞれ読み替えるものとする。)

### ■第11回新株予約権(平成20年4月1日発行)

新株予約権の数(発行時点)	54個
新株予約権の目的となる株式の種類および数(発行時点)	当社普通株式 18,360株(新株予約権1個につき340株)
新株予約権の払込金額	1個あたり506,000円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1個あたり340円(1株あたり1円)
新株予約権を行使することができる期間	平成20年4月1日から平成28年5月31日
譲渡による新株予約権の取得の制限	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

#### ・新株予約権の行使条件

- (1) 新株予約権者が当社または当社の子会社の取締役、執行役員および監査役の地位を有する時は新株予約権を行使できないものとする。
- (2) 新株予約権者が平成27年5月31日まで当社または当社の子会社の取締役、執行役員および監査役の地位を喪失せず新株予約権を行使することができない場合には、平成27年6月1日から平成28年5月31日まで新株予約権を行使することができるものとする。
- (3) 当社もしくは当社の子会社が消滅会社となる合併契約、当社もしくは当社の子会社が完全子会社となる株式交換契約、または株式移転計画の承認議案につき当社もしくは当社の子会社の株主総会で承認された場

合、当該承認日の翌日から15日間新株予約権を行使することができるものとする。

- (4) 新株予約権者がその有する新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権は行使できないものとする。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は、「株式会社三越伊勢丹ホールディングス第11回新株予約権の内容」に定める条件に従い相続人に相続される。

#### ・新株予約権の取得条件

新株予約権の取得条件は定めない。

### ■第13回新株予約権(平成22年2月26日発行)

新株予約権の数(発行時点)	975個
新株予約権の目的となる株式の種類および数(発行時点)	当社普通株式 97,500株(新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	1個あたり88,200円(1株あたり882円)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1個あたり100円(1株あたり1円)
新株予約権を行使することができる期間	平成23年4月1日から平成38年2月26日
譲渡による新株予約権の取得の制限	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

#### ・新株予約権の行使条件

- (1) 新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
- (2) 新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、理事および顧問のいずれかの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由に基づき当社および当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、理事および顧問のいずれの地位も退任した場合、退任の日から5年以内に限って権利行使ができるものとする。なおこの場合、行使期間については、「株式会社三越伊勢丹ホールディングス第13回新株予約権の内容」(以下、「第13回新株予約権要項」という。)に定める「新株予約権を行使できる期間」を超えることはできない。
- (3) 新株予約権を行使できる期間の満了前に新株予約権者が死亡した場合には、相続人は、「第13回新株予約権要項」に定める条件に従い、新株予約権を相続することができる。
- (4) その他の条件については、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約書に定めるところによる。

#### ・新株予約権の取得条件

当社は、以下の場合に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

- (1) 新株予約権者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合または権利を放棄した場合
- (2) 以下に定める事由が生じた場合または「第13回新株予約権要項」に定めるその他の事由が生じた場合において、当社取締役会において新株予約権の無償での取得が決議された場合
  - ① 会社法に定める取締役の欠格事由、または当社もしくは当社の子会社の執行役員規程に定める執行役員の欠格事由に該当した場合
  - ② 当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、理事および顧問のいずれかを解任された場合
  - ③ 当社または当社の子会社もしくは関連会社のインサイダー取引防止規程に違反した場合
  - ④ 新株予約権割当契約書の規定に違反した場合
  - ⑤ その職務に関し注意義務に違反する行為を行い、当社または当社の子会社もしくは関連会社に著しい損害を与えた場合
  - ⑥ 当社または当社の子会社もしくは関連会社の信用を著しく毀損する行為を行った場合

上記のほか、当社は、いつでも、取締役会決議により、新株予約権の全部または一部を買入れ、または無償で取得することができるものとする。

### ■第14回新株予約権(平成22年2月26日発行)

新株予約権の数(発行時点)	2,426個
新株予約権の目的となる株式の種類および数(発行時点)	当社普通株式 242,600株(新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	1個あたり88,200円(1株あたり882円)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1個あたり100円(1株あたり1円)
新株予約権を行使することができる期間	平成23年4月1日から平成38年2月26日
譲渡による新株予約権の取得の制限	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

#### ・新株予約権の行使条件

第13回新株予約権の行使条件と同じ(ただし、第13回新株予約権の行使条件において「株式会社三越伊勢丹ホールディングス第13回新株予約権の内容」とあるのは、「株式会社三越伊勢丹ホールディングス第14回新株予約権の内容」と、「第13回新株予約権要項」とあるのは「第14回新株予約権要項」とそれぞれ読み替えるものとする。)

#### ・新株予約権の取得条件

第13回新株予約権の取得条件と同じ(ただし、第13回新株予約権の取得条件において「第13回新株予約権要項」とあるのは「第14回新株予約権要項」と読み替えるものとする。)

### ■第15回新株予約権(平成23年2月15日発行)

新株予約権の数(発行時点)	930個
新株予約権の目的となる株式の種類および数(発行時点)	当社普通株式 93,000株(新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	1個あたり97,000円(1株あたり970円)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1個あたり100円(1株あたり1円)
新株予約権を行使することができる期間	平成24年3月1日から平成39年2月15日
譲渡による新株予約権の取得の制限	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

#### ・新株予約権の行使条件

第13回新株予約権の行使条件と同じ(ただし、第13回新株予約権の行使条件において「株式会社三越伊勢丹ホールディングス第13回新株予約権の内容」とあるのは、「株式会社三越伊勢丹ホールディングス第15回新株予約権の内容」と、「第13回新株予約権要項」とあるのは「第15回新株予約権要項」とそれぞれ読み替えるものとする。)

#### ・新株予約権の取得条件

第13回新株予約権の取得条件と同じ(ただし、第13回新株予約権の取得条件において「第13回新株予約権要項」とあるのは「第15回新株予約権要項」と読み替えるものとする。)

## (2) 当事業年度中に当社の執行役員ならびに子会社の取締役および執行役員に交付した新株予約権等の状況

当事業年度中に当社の執行役員に交付した新株予約権の内容は、(1)に記載の第15回新株予約権のとおりであります。また、当事業年度中に当社の子会社の取締役および執行役員に交付した新株予約権の内容は、下記に記載の第16回新株予約権のとおりであります。

なお、交付状況は以下のとおりでございます。

	交付日	行使価額	行使期間	個数(個)	交付者数(名)
当社の執行役員 (当社の取締役を兼ねている者を除く)	平成23年2月15日	1円	平成24年3月1日から 平成39年2月15日まで	392	7
子会社の取締役	同上	同上	同上	166	2
子会社の執行役員 (子会社の取締役を兼ねている者を除く)	同上	同上	同上	1,800	29

### ■第16回新株予約権(平成23年2月15日発行)

新株予約権の数(発行時点)	1,966個
新株予約権の目的となる株式の種類および数(発行時点)	当社普通株式 196,600株(新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	1個あたり97,000円(1株あたり970円)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1個あたり100円(1株あたり1円)
新株予約権を行使することができる期間	平成24年3月1日から平成39年2月15日
譲渡による新株予約権の取得の制限	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

#### ・新株予約権の行使条件

第13回新株予約権の行使条件に同じ(ただし、第13回新株予約権の行使条件において「株式会社三越伊勢丹ホールディングス第13回新株予約権の内容」とあるのは、「株式会社三越伊勢丹ホールディングス第16回新株予約権の内容」と、「第13回新株予約権要項」とあるのは「第16回新株予約権要項」とそれぞれ読み替えるものとする。)

#### ・新株予約権の取得条件

第13回新株予約権の取得条件に同じ(ただし、第13回新株予約権の取得条件において「第13回新株予約権要項」とあるのは「第16回新株予約権要項」と読み替えるものとする。)

## 4. 会社役員に関する事項(平成23年3月31日現在)

### (1) 取締役および監査役の氏名等

地位	氏名	担当または重要な兼職の状況
取締役 会長	橋 本 幹 雄	
代表取締役 社長執行役員	石 塚 邦 雄	(株)三越代表取締役社長執行役員 ※3 (株)伊勢丹取締役
代表取締役 専務執行役員	高 田 信 哉	経営戦略本部長 (株)伊勢丹取締役専務執行役員
取締役	大 西 洋	(株)伊勢丹代表取締役社長執行役員 (株)三越取締役
取締役 常務執行役員	赤 松 憲	管理本部長
取締役	小 島 浩 介	(株)三越取締役常務執行役員
※1 取締役	畔 柳 信 雄	(株)三菱東京UFJ銀行取締役会長 ※3 本田技研工業(株)取締役 ※3 (株)池田泉州ホールディングス取締役 ※3 (株)池田泉州銀行取締役 ※3 (株)三菱総合研究所取締役 ※4 三菱重工業(株)監査役
※1 取締役	宮 村 眞 平	三井金属鉱業(株)代表取締役会長兼CEO (最高経営責任者) パウダーテック(株)取締役会長
※1 取締役	池 田 守 男	(株)資生堂相談役 ※3 東京メトロポリタンテレビジョン(株)取締役 ※3 旭化成(株)取締役 ※3 (株)ワコールホールディングス取締役 学校法人東洋英和女学院理事長・院長 学校法人資生堂学園理事長
常勤監査役	二 瓶 郁 夫	※4 (株)三越監査役 ※4 (株)岩田屋三越監査役
常勤監査役	阿 部 健 一	※4 (株)伊勢丹監査役 ※4 (株)札幌丸井今井監査役
※2 監査役	北 山 禎 介	(株)三井住友フィナンシャルグループ取締役社長 (株)三井住友銀行取締役会長 ※3 富士フィルムホールディングス(株)取締役
※2 監査役	飯 島 澄 雄	東京虎ノ門法律事務所 弁護士 中央大学法科大学院客員教授 ※4 (株)TKC監査役 ※4 北川工業(株)監査役 ※4 (株)商船三井監査役 ※4 (株)伊勢丹監査役

- (注記) 1. ※1印は社外取締役であります。  
 2. ※2印は社外監査役であります。  
 3. ※3印は当該株式会社における社外取締役であります。  
 4. ※4印は当該株式会社における社外監査役であります。  
 5. (株)三越および(株)伊勢丹は、平成23年4月1日付で、(株)三越を承継会社、(株)伊勢丹を消滅会社として合併し(株)三越伊勢丹となりました。  
 6. (株)岩田屋および(株)福岡三越は、平成22年10月1日付で、(株)岩田屋を承継会社、(株)福岡三越を消滅会社として合併し(株)岩田屋三越となりました。  
 7. (株)札幌丸井今井および(株)札幌三越は、平成23年4月1日付で、(株)札幌丸井今井を承継会社、(株)札幌三越を消滅会社として合併し(株)札幌丸井三越となりました。  
 8. 石塚邦雄氏は、平成23年4月1日付で、(株)三越伊勢丹の取締役会長執行役員に就任しております。  
 9. 大西洋氏は、平成23年4月1日付で、(株)三越伊勢丹の代表取締役社長執行役員に就任しております。  
 10. 二瓶郁夫氏は、平成23年3月31日付で、(株)三越の監査役を辞任しております。  
 11. 二瓶郁夫氏は(株)伊勢丹の、阿部健一氏は(株)三越の、経理部長および経理部担当取締役を経験しており、両氏は財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 12. 北山禎介氏は、平成23年4月1日付で、(株)三井住友フィナンシャルグループ取締役社長を退任しております。  
 13. 当社は社外取締役の宮村眞平氏と社外監査役の飯島澄雄氏を東京証券取引所および福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し両取引所に届け出ております。

## (2) 当事業年度中の取締役および監査役の異動

### ① 新任 <平成22年6月28日付>

取締役会長 橋本幹雄  
 取締役 大西 洋  
 取締役 小島浩介

### ② 退任 <平成22年6月28日付>

取締役 天野公平

## (3) 取締役および監査役の報酬等の額

区分	定額報酬		ストックオプション	
	支給人員(名)	支給額(百万円)	支給人員(名)	支給額(百万円)
取締役 (うち社外)	7 (3)	131 (32)	5 (—)	52 (—)
監査役 (うち社外)	4 (2)	48 (15)	— (—)	— (—)
合 計	11 (5)	179 (47)	5 (—)	52 (—)

- (注記) 1. 取締役のうち執行役員を兼務する者の執行役員部分の報酬等はございません。また、当事業年度に係る賞与金の支払いはございません。  
 2. 上記のほか、取締役(社外を除く)が子会社から受けた報酬等の総額が45百万円(3名)、監査役(社外を除く)が子会社から受けた報酬等の総額が12百万円(2名)ございます。また、社外監査役が当社の子会社から受けた報酬等の総額が6百万円(1名)ございます。  
 3. スtockオプションにつきましては、平成21年6月29日開催の第1回定時株主総会の決議に基づき、平成23年1月28日開催の取締役会決議で同年2月15日に付与され権利が確定した新株予約権の公正な評価額の総計でございます。

#### (4) 会社役員の報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する方針

当社は、株主と役員との利害一致の促進および業績や株主価値の向上にむけたインセンティブ効果の拡大ならびに評価方法や報酬決定方法の客観性と透明性の確保等を役員報酬制度の基本方針としております。

また、社外取締役3名に代表取締役社長執行役員および取締役の決議により決定した委員1名を加えた合計5名の委員より構成され、社外取締役が委員長を務める「指名報酬委員会」を設置し、取締役（社外を含む）の指名および報酬等の方針の決定、ならびに個人別の報酬等の審議およびその前提となる評価の監査などを行っております。

#### (5) 社外役員に関する事項

##### ①重要な兼職先である法人等と当社の関係ならびに主要取引先等特定関係事業者との関係

	重要な兼職先である法人等と当社の関係	主要取引先等特定関係事業者との関係
取締役 畔柳 信雄	当社は、(株)三菱東京UFJ銀行との間に借入金等の取引関係があります。 また、当社グループは、本田技研工業(株)、(株)池田泉州ホールディングス、(株)池田泉州銀行、(株)三菱総合研究所、三菱重工業(株)との間に特別の関係はありません。	該当事項はありません。
取締役 宮村 眞平	当社グループは、三井金属鉱業(株)、パウダーテック(株)との間に特別の関係はありません。	該当事項はありません。
取締役 池田 守男	当社子会社は、(株)資生堂および(株)ワコールホールディングスの子会社との間に商品等の取引関係があります。 また、当社グループは、東京メトロポリタンテレビジョン(株)、旭化成(株)、学校法人東洋英和女学院、学校法人資生堂学園との間に特別の関係はありません。	該当事項はありません。
監査役 北山 禎介	当社は、(株)三井住友フィナンシャルグループの子会社である(株)三井住友銀行との間に借入金等の取引関係があります。 また、当社グループは、富士フィルムホールディングス(株)との間に特別の関係はありません。	該当事項はありません。
監査役 飯島 澄雄	当社グループは、東京虎ノ門法律事務所、中央大学法科大学院、(株)TKC、北川工業(株)、(株)商船三井との間に特別の関係はありません。 また、(株)伊勢丹は、本年3月31日時点におきましては当社の完全子会社であります。	該当事項はありません。

## ②当事業年度における主な活動

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	畔柳 信雄	当事業年度中に開催の取締役会 14回のうち 12回に出席し、実業界における幅広い経営執行の経験から、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。
社外取締役	宮村 眞平	当事業年度中に開催の取締役会 14回のうち 13回に出席し、産業界の動向に関する幅広い知見から、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。
社外取締役	池田 守男	当事業年度中に開催の取締役会 14回のうちすべてに出席し、経営全般にわたり客観的な立場から、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	北山 禎介	当事業年度中に開催の監査役会 13回のうち 9回に、また取締役会 14回のうち 9回に出席し、金融業界における幅広い経験を踏まえ、議案・審議等に対して意見を述べるとともに、監査についての必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	飯島 澄雄	当事業年度中に開催の監査役会 13回のうち 12回に、また取締役会 14回のうち 13回に出席し、主に法律の専門家の見地から、議案・審議等について質問し意見を述べるとともに、監査についての必要な発言を適宜行っております。

## ③責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役および社外監査役と会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

### (2) 会計監査人の報酬等の額

①公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	82百万円
②公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	6百万円
合計	89百万円
③当社および当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	288百万円

- (注記) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的に区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、イセタン(シンガポール)Ltd.、イセタン(タイランド) Co., Ltd.およびイセタンオブジャパン Sdn. Bhd. は、当社の会計監査人以外の監査法人(プライスウォーターハウスクーパース)に計算関係書類の法定監査を受けております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役の同意を得たうえで、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

### 1. コンプライアンス体制

「取締役および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」

- (1) 取締役会を取締役会規程に則り月1回定例開催し、取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、法令定款違反行為を未然に防止する。
- (2) 管理本部にコンプライアンスに関する所管部署・担当を設置し、内部統制・法令遵守体制の維持・向上を図る。
- (3) 取締役会の意思決定の適法性、効率性および妥当性を高めるため、取締役のうち複数名を社外取締役とする。
- (4) 内部監査部門として、独立した専門部署を設置する。内部監査は内部監査部門と各部門が連携しながら実施し、業務遂行の適法性・妥当性等を監査する。
- (5) 当社グループ全体を対象とする内部通報・相談窓口として、「三越伊勢丹グループホットライン」を設置し、当社グループの従業員からの通報・相談に対して、コンプライアンスの視点から、是正措置・再発防止策の策定と実施を行う。

### 2. リスクマネジメント体制

「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」

- (1) 事業運営上発生するリスクの特定と評価・分析を行い、その評価・分析にもとづき、優先的に対応すべきリスクを選定し、リスク発現を未然に防止する。
- (2) リスク発生の際の対策本部設置、情報管理など迅速に対応できる社内横断的な管理体制の整備を行い、損害の拡大、二次被害の防止、再発の防止を図る。
- (3) リスクの認識・評価・対応の観点から、関連諸規程を策定し、グループ全体に周知・徹底させる。
- (4) 内部監査部門の監査により、当社内のリスクの早期発見、解決を図る。
- (5) 反社会的勢力との関係を遮断し、不当な要求などを一切拒絶し、その被害を防止する。

### 3. 財務報告に係る内部統制体制

「財務報告の適正性を確保するための体制」

- (1) 適正な財務報告を確保するための全社的な方針や手続きを示すとともに、適切に整備および運用する。
- (2) 財務報告の重要な事項に虚偽記載が発生するリスクへの適切な評価および対応を行う。
- (3) 財務報告の重要な事項に虚偽記載が発生するリスクを低減するための体制を適切に整備および運用する。
- (4) 真実かつ公正な情報が識別、把握および処理され、適切な者に適時に伝達される仕組みを整備し、かつ運用する。
- (5) 財務報告に関するモニタリングの体制を整備し、適切に運用する。

- (6) モニタリングによって把握された内部統制上の問題（不備）が、適時・適切に報告されるための体制を整備する。
- (7) 財務報告に係る内部統制に関するITに対し、適切な対応を行う。

#### 4. 情報保存管理体制

##### 「取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制」

- (1) 取締役の職務の執行に関する以下の文書について、「文書管理規程」に基づき所定期間関連資料と共に記録・保管・管理する。
  - ① 株主総会議事録
  - ② 取締役会議事録
  - ③ 経営戦略会議議事録
  - ④ 計算書類
  - ⑤ 官公庁その他公的機関、金融商品取引所に提出した書類の写し
  - ⑥ その他取締役会が決定する書類
- (2) 会社法・金融商品取引法等の法令によって秘密として管理すべき経営情報、営業秘密および顧客等の個人情報について、保護・管理体制および方法等につき「情報管理規程」等の規程類を整備し、関係する取締役および従業員がこれを遵守することにより、安全管理を行う。

#### 5. 効率的職務執行体制

##### 「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」

- (1) 取締役の職務執行の分掌を定め、必要に応じて見直しを図る。
- (2) 取締役会は月1回の定時開催の他必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、遅滞なく重要案件を審議する体制を確保する。また、事前に経営戦略会議において議論を行い、この議論を経て取締役会による執行決定を行う。
- (3) 執行役員制度を採用し、執行役員としての業務執行責任を明確にすることにより、業務執行の効率化を図る。
- (4) 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織役割規程」、「捺印権限規程」、「グループ意思決定手続規程」においてそれぞれ職務および、その責任、執行手続きの詳細について定めることとする。

## 6. グループ会社管理体制

「当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」

- (1) グループ理念をグループ企業全てに適用する。グループ各社はこれを基礎として諸規程を定めるものとする。
- (2) 経営管理については統合会計システムの導入、対象範囲拡大による一元管理を目指すとともに、決裁、報告制度による管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行う。また、「グループ会社管理規程」に基づき、グループ会社における重要案件に関する当社への報告および協議ルールを定め、グループ全体としてのリスクマネジメントおよび効率性を追求する。
- (3) 内部監査部門によるグループ会社の内部監査を実施し、業務遂行の適法性・妥当性等を監査する。

## 7. 監査役スタッフに関する事項

「監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項」

- (1) 監査役職務補助のため、監査役と協議のうえ、監査役スタッフを置くことができる。監査役は、監査役スタッフに対し監査業務に必要な事項を指示することができる。
- (2) 監査役スタッフは業務執行組織から独立し、その処遇については監査役の確認を必要とする。

## 8. 監査役への報告に関する体制

「取締役および使用人が監査役に報告するための体制  
その他の監査役への報告に関する体制」

- (1) 取締役および使用人が監査役に報告すべき事項を監査役会と協議のうえ「監査役監査基準」に定め、取締役および使用人は当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について遅滞なく監査役に報告する。なお、監査役は前記に関わらず、必要に応じていつでも取締役、使用人に対し報告を求めることができる。
- (2) 内部通報制度の導入とその適切な運用の維持により法令違反、その他のコンプライアンス上の問題について、監査役会との連携を図り、適切な報告体制を確保するものとする。

## 9. 監査役監査の実効性確保に関する体制

「その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制」

- (1) 「監査役監査基準」に基づき、監査役は定期的に代表取締役、監査法人とそれぞれ意見交換会を開催する。
- (2) 内部監査部門は、内部監査計画の策定、内部監査結果等につき、監査役と情報交換および連携を図る。



## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値の長期的な向上を図りつつ安定的な配当水準を維持することを基本姿勢としながら、経営環境、業績、財務の健全性等を総合的に勘案し、株主の皆様への利益還元を図ってまいります。なお、内部留保金につきましては、当面、主要店舗等への設備投資と有利子負債削減に充当し、企業価値の向上を図りたく存じます。

(注記) 本事業報告に記載する金額、株式数等については、表示桁未満の端数がある場合、これを切り捨ててあります。また、比率については、表示桁未満の端数がある場合、これを四捨五入してあります。

## 連結貸借対照表（平成23年3月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
<b>資産の部</b>	<b>1,237,775</b>
<b>流動資産</b>	<b>242,792</b>
現金及び預金	56,940
受取手形及び売掛金	87,431
有価証券	1,001
たな卸資産	57,114
繰延税金資産	9,966
その他	33,261
貸倒引当金	△2,924
<b>固定資産</b>	<b>994,888</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>746,704</b>
建物及び構築物	187,878
土地	537,856
建設仮勘定	1,787
その他	19,181
<b>無形固定資産</b>	<b>48,768</b>
ソフトウェア	11,696
その他	37,072
<b>投資その他の資産</b>	<b>199,414</b>
投資有価証券	88,911
長期貸付金	13,061
差入保証金	75,708
繰延税金資産	7,021
その他	16,592
貸倒引当金	△1,879
<b>繰延資産</b>	<b>95</b>
社債発行費	95
<b>合計</b>	<b>1,237,775</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	<b>819,622</b>
<b>流動負債</b>	<b>418,586</b>
支払手形及び買掛金	96,230
短期借入金	49,425
コマーシャル・ペーパー	50,000
未払法人税等	2,389
商品券	81,969
繰延税金負債	2
賞与引当金	7,974
ポイント引当金	3,198
商品券回収損引当金	22,667
その他	104,727
<b>固定負債</b>	<b>401,036</b>
社債	24,000
長期借入金	90,500
繰延税金負債	194,444
退職給付引当金	44,257
負ののれん	26,468
その他	21,365
<b>純資産の部</b>	<b>418,152</b>
<b>株主資本</b>	<b>422,556</b>
資本金	50,047
資本剰余金	325,007
利益剰余金	47,693
自己株式	△191
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>△16,055</b>
その他有価証券評価差額金	△2,996
繰延ヘッジ損益	19
為替換算調整勘定	△13,078
新株予約権	1,083
少数株主持分	10,568
<b>合計</b>	<b>1,237,775</b>

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高	1,220,772	
売上原価	878,767	
売上総利益	342,005	
販売費及び一般管理費	331,012	
営業利益	10,993	
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	1,625	
持分法による投資利益	4,503	
未回収商品券受入益	6,832	
負ののれん償却額	13,234	
その他	3,506	29,702
営業外費用		
支払利息	1,745	
固定資産除却損	1,367	
商品券回収損引当金繰入額	6,983	
その他	3,504	13,601
経常利益	27,093	
特別利益		
投資有価証券売却益	774	
関係会社清算益	54	829
特別損失		
固定資産売却損	377	
減損損失	10,449	
投資有価証券評価損	339	
投資有価証券売却損	11	
関係会社整理損	363	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	5,522	
災害による損失	2,124	
その他	2,160	21,349
税金等調整前当期純利益	6,573	
法人税、住民税及び事業税	3,211	
法人税等調整額	△35	3,176
少数株主損益調整前当期純利益	3,397	
少数株主利益	756	
当期純利益	2,640	

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結キャッシュ・フロー計算書の要旨<ご参考>

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー	33,211
投資活動によるキャッシュ・フロー	△24,419
財務活動によるキャッシュ・フロー	11,241
現金及び現金同等物に係る換算差額	△750
現金及び現金同等物の増減額	19,282
現金及び現金同等物の期首残高	37,366
現金及び現金同等物の期末残高	56,649

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
前期末残高	50,024	324,984	49,473	△ 81	424,399
在外持分法適用会社の会計処理の変更に伴う増減			△ 471		△ 471
当期変動額					
新株の発行	23	23			46
剰余金の配当			△ 3,945		△ 3,945
当期純利益			2,640		2,640
自己株式の取得				△ 114	△ 114
自己株式の処分		0		5	5
分割型の会社分割による減少			△ 4		△ 4
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	23	23	△ 1,308	△ 109	△ 1,371
当期末残高	50,047	325,007	47,693	△ 191	422,556

（単位：百万円）

科目	その他の包括利益累計額				新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
前期末残高	125	16	△ 10,680	△ 10,538	941	10,317	425,120
在外持分法適用会社の会計処理の変更に伴う増減							△ 471
当期変動額							
新株の発行							46
剰余金の配当							△ 3,945
当期純利益							2,640
自己株式の取得							△ 114
自己株式の処分							5
分割型の会社分割による減少							△ 4
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 3,122	2	△ 2,397	△ 5,517	141	251	△ 5,124
当期変動額合計	△ 3,122	2	△ 2,397	△ 5,517	141	251	△ 6,496
当期末残高	△ 2,996	19	△ 13,078	△ 16,055	1,083	10,568	418,152

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成23年5月10日

株式会社 三越伊勢丹ホールディングス  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 長 坂 隆 ㊞  
業 務 執 行 社 員  
指定有限責任社員 公認会計士 関 口 弘 和 ㊞  
業 務 執 行 社 員  
指定有限責任社員 公認会計士 諏 訪 部 修 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社三越伊勢丹ホールディングスの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三越伊勢丹ホールディングス及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

「重要な会計方針の変更」に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 貸借対照表（平成23年3月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
<b>資産の部</b>	<b>767,846</b>
流動資産	200,332
現金及び預金	27,890
繰延税金資産	167
関係会社短期貸付金	171,050
未収還付法人税等	694
その他	529
固定資産	567,419
有形固定資産	1
器具及び備品	1
投資その他の資産	567,417
関係会社株式	452,916
関係会社長期貸付金	114,500
その他	0
繰延資産	95
社債発行費	95
<b>合計</b>	<b>767,846</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	<b>311,742</b>
流動負債	197,050
短期借入金	45,800
関係会社短期借入金	99,511
コマーシャル・ペーパー	50,000
未払金	72
未払費用	1,268
賞与引当金	288
未払法人税等	91
その他	16
固定負債	114,692
社債	24,000
長期借入金	90,500
関係会社事業損失引当金	192
<b>純資産の部</b>	<b>456,103</b>
株主資本	455,020
資本金	50,047
資本剰余金	397,817
資本準備金	18,395
その他資本剰余金	379,422
利益剰余金	7,323
その他利益剰余金	7,323
繰越利益剰余金	7,323
自己株式	△167
新株予約権	1,083
<b>合計</b>	<b>767,846</b>

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書 (平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)



(単位：百万円)

科目	金額	
営業収益		
受取配当金	3,601	
経営指導料	3,620	
役務収益	1,113	8,334
販売費及び一般管理費		4,733
営業利益		3,601
営業外収益		
受取利息	1,613	
その他	7	1,621
営業外費用		
支払利息	1,414	
その他	83	1,498
経常利益		3,724
特別利益		
新株予約権戻入益	118	118
特別損失		
関係会社事業損失引当金繰入額	192	
関係会社株式評価損	781	
災害による損失	69	1,044
税引前当期純利益		2,798
法人税、住民税及び事業税	43	
法人税等調整額	26	69
当期純利益		2,728

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書 (平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
前期末残高	50,024	18,372	379,570	397,942	8,539	8,539
当期変動額						
新株の発行	23	23		23		
分割型の会社分割による減少			△147	△147		
剰余金の配当					△3,945	△3,945
当期純利益					2,728	2,728
自己株式の取得						
自己株式の処分			△0	△0		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	23	23	△147	△124	△1,216	△1,216
当期末残高	50,047	18,395	379,422	397,817	7,323	7,323

(単位：百万円)

科目	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
前期末残高	△58	456,448	941	457,389
当期変動額				
新株の発行		46		46
分割型の会社分割による減少		△147		△147
剰余金の配当		△3,945		△3,945
当期純利益		2,728		2,728
自己株式の取得	△114	△114		△114
自己株式の処分	5	5		5
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			141	141
当期変動額合計	△109	△1,427	141	△1,286
当期末残高	△167	455,020	1,083	456,103

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



## 独立監査人の監査報告書

平成23年5月10日

株式会社 三越伊勢丹ホールディングス  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 長 坂 隆 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 関 口 弘 和 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 諏 訪 部 修 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社三越伊勢丹ホールディングスの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第3期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査報告書

当監査役会は、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第3期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

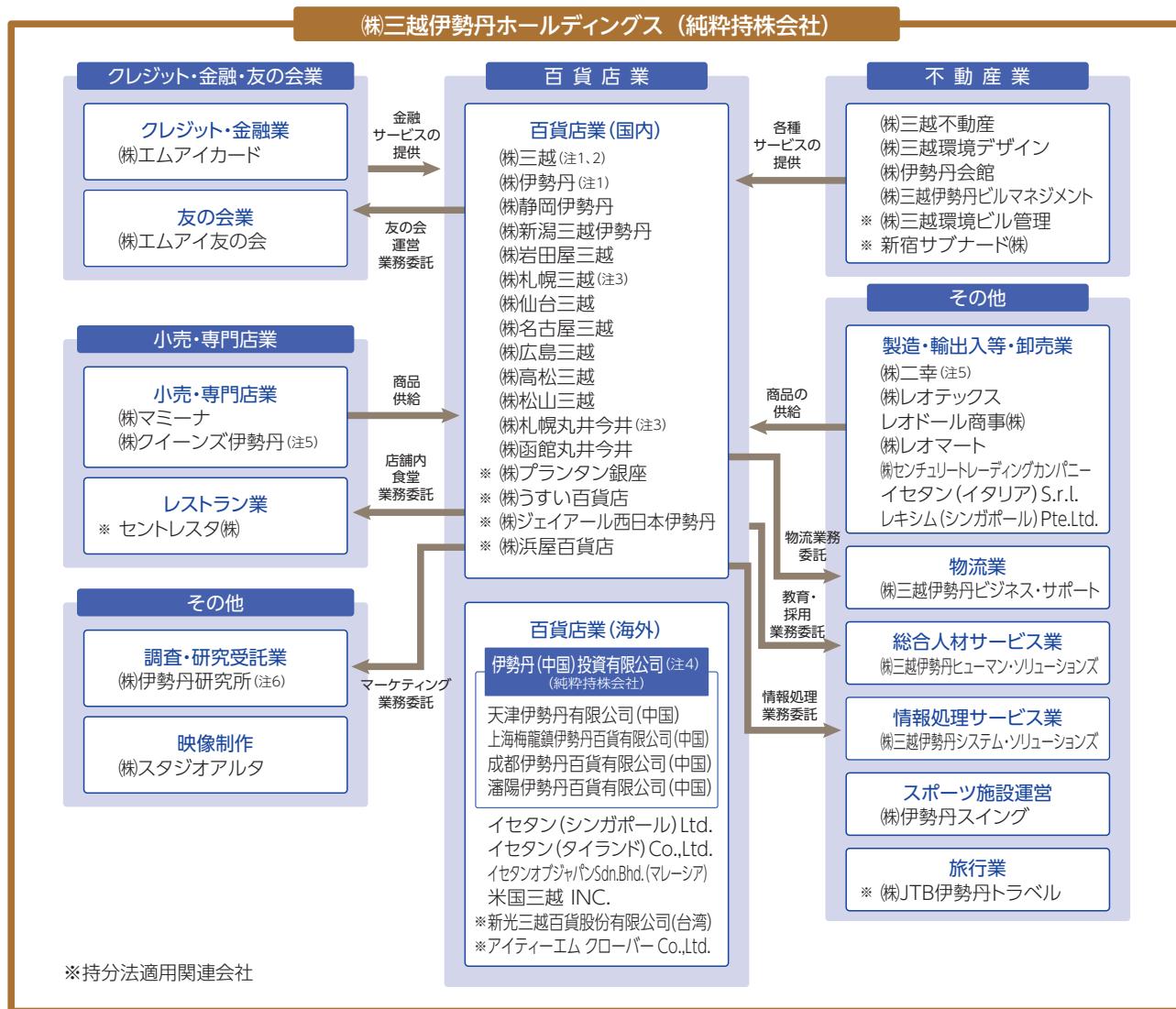
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年5月10日

株式会社	三越伊勢丹ホールディングス	監査役会
	常勤監査役	二 瓶 郁 夫 ㊟
	常勤監査役	阿 部 健 一 ㊟
	社外監査役	北 山 禎 介 ㊟
	社外監査役	飯 島 澄 雄 ㊟

以上

# 事業系統図（ご参考）（平成23年3月31日現在）



(注1) 平成23年4月1日付で、(株)三越と(株)伊勢丹は合併し(株)三越伊勢丹となっております。

(注2) 平成23年4月1日付で、(株)三越の通信販売事業は分社化し(株)三越伊勢丹通信販売となっております。

(注3) 平成23年4月1日付で、(株)札幌丸井今井と(株)札幌三越は合併し(株)札幌丸井三越となっております。

(注4) 伊勢丹(中国)投資有限公司は、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(注5) 平成23年4月1日付で、(株)二幸と(株)クイーンズ伊勢丹は合併し(株)三越伊勢丹フードサービスとなっております。

(注6) 平成23年4月1日付で、(株)伊勢丹研究所は(株)三越伊勢丹研究所に商号を改めております。

平成22年9月11日

# 新・三越銀座店 増床オープン

三越銀座店は、平成22年9月11日 銀座・有楽町地区で最大規模の百貨店として生まれ変わりました。新しい三越銀座店は、全面リニューアルした従来の店舗(西側)と新しい店舗(東側)がひとつになり「銀座らしさ」、「銀座ならではの」にこだわった「銀座スタイル」を各階に展開しております。



三越・銀座店

## 店舗概要

- |        |                                      |        |            |
|--------|--------------------------------------|--------|------------|
| ■ 店舗名  | 三越銀座店                                | ■ 規模   | 地下3階～地上12階 |
| ■ 所在地  | 東京都中央区銀座4-6-16                       | ■ 店舗面積 | 約36,000㎡   |
| ■ 営業時間 | 地下3階～地上8階、10階 : 午前10時～午後8時 ※一部飲食店を除く |        |            |
|        | 銀座テラス (9階) : 午前10時～午後11時 ※一部施設を除く    |        |            |
|        | 11・12階レストランフロア : 午前11時～午後11時         |        |            |

## ストアコンセプト

「新しい価値を、スタイルとして創造し、時代の扉を開ける店」

銀座を訪れる方々に新しい価値を提供し「モノの新しさ」だけでなく、「心の豊かさ」までも追求することで、衣・食・住・遊・知 すべてにわたり「銀座らしさ」、「銀座ならではの」の新しいスタイルを提案し、絶えず新しい価値をスタイルとして創造してまいります。

## お客さま像

「自分の考え方をもち、本物本質を見極め、新しさと心の豊かさを求める大人」  
銀座を訪れる方々の行動スタイル、ファッション、関心事等を徹底的に分析し、イメージするお客さま像に合わせた店づくり、サービス、品揃え、環境を提供してまいります。



7階

オーセンティック  
カジュアル5階  
アディクショナルリー

M2階

サロンドきもの

B2階  
デザート・テ  
(洋菓子・  
紅茶)

## 9階 銀座テラス

西側の屋外部分と東側9階を一体化させた公共スペースを設け、銀座を訪れるすべての方に“憩いとにぎわい”をご提供しております。銀座の情報を発信する「銀座インフォメーション」や芝生の広場、レストスペースをはじめ、お子様とご両親の快適な街歩きや環境に配慮した施設が充実しております。



銀座テラス



銀座インフォメーション

## M2階 外国人観光案内所

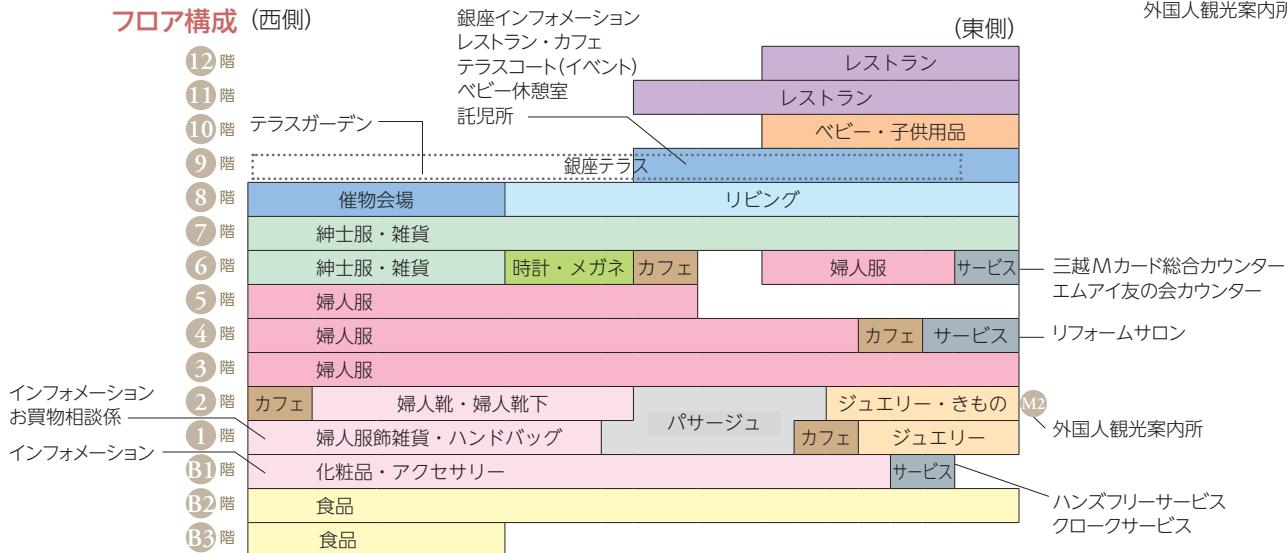
海外から観光でおいでの皆さま向けのインフォメーションセンターを東側M2階に設け、店内での英語と中国語によるお買物の免税手続き等のほか、銀座の街のご案内を行っております。



外国人観光案内所

### フロア構成 (西側)

### (東側)



### バリアフリー

すべての段差にエレベーターもしくはスロープを設置、多目的トイレを14ブース設置するほか、ゆっくりご試着いただけるユニバーサルフィッティングルームをファッション関連フロアに設置しております。

### パサージュ

地上1階の店舗西側と東側の間にパサージュ(通路)を設け、日本初上陸のオープンスタイルのカフェが隣接することで、広がりのあるエントランスを演出しております。

### 駐車場

銀座エリア最大級となる駐車場の収容台数を確保しております。また、近隣エリアの居住者増加にあわせ、駐輪場・駐バイク場の充実も図っております。  
(駐車場399台/駐輪場192台/駐バイク場22台)

平成23年5月4日

# JR大阪三越伊勢丹グランドオープン

平成23年5月4日(水) 株式会社ジェイアール西日本伊勢丹は、JR大阪駅(大阪ステーションシティ)のノースゲートビルディングに新店をオープンいたしました。

同店は、三越と伊勢丹が総力を結集した初のダブルネーム百貨店であり、伊勢丹の「ファッション提案力」や三越の「文化・芸術性」など「強み」や「らしさ」を最大限に発揮し、お客さまに「楽しさ」と「感動」を味わっていただける百貨店を目指してまいります。

**店舗概要** ■ 店舗名 JR大阪三越伊勢丹 ■ 規模 地下2階～地上10階  
■ 所在地 大阪府大阪市北区梅田3-1-3 ■ 売場面積 約50,000㎡

■ 営業時間：午前10時～午後8時(地下2階～地上2階は午後8時30分まで営業・10階レストラン街は午前11時～午後11時)

## ～ ストアコンセプト ～

### マイストーリーストア

—大阪のお客さまの暮らし方をとらえて—

お客さまひとりひとりの思い＝『ストーリー』にお応えし、『コト＝物語』をご提供できる店になりたい。

## My Story Store

お客さまの 情報源(話のネタ)であり、いつもそばにいる 人生の節目(歴史の中)で JR大阪三越伊勢丹

### 伊勢丹×三越

—初のダブルネームでの出店—

伊勢丹らしさ・三越らしさを発揮して  
新しい暮らしを提案する店

- ◇伊勢丹の「ファッション提案力」や三越の「文化性」などから生まれた独自性ある編集ゾーンを提案いたします。
- ◇伊勢丹と三越のみでしか取扱いのない関西初ブランドも多数導入いたします。

Isetan  
Girl



### 地下1階イセタンガール

「カワイイ」をコンセプトとした「イセタンガール」が伊勢丹新宿店に次ぐ2号店として関西にデビューいたしました。フロア北側は、大学1年生から3年生の女性を対象に、朝起きてから寝るまで常に「カワイイ」にこだわったアイテムを提案いたします。自分の部屋をかわいく演出するルームウェアやキャンドル、学校で友達から注目されるキャンパス雑貨、そして友達のおでかけや彼女とのデートの時にいつもの自分をより輝かせる今話題のブランドを紹介いたします。フロア南側は大学4年生から社会人を対象に、少し背伸びを意識したおでかけ着や、ちょっとしたパーティーにふさわしいブランド・アイテムを提案いたします。



### 1階フラワー&フレグランス「フラチュール」

「ギフト」と「香り」で大阪のお客さまが大切にしている「コミュニケーション」のお手伝いをいたします。「ギフト」は女性が普遍的に愛する「花」、「香り」は個性をひきだす「フレグランス」が代表的なアイテムです。関西初登場となる「ジョー マローン」や「ルラボ」を中心に香りのコンサルティングをいたします。



### 6階美術・工芸

「美術画廊」では、現代の日本の美術界を代表する絵画、工芸作家を中心とする本格的な展覧会を開催いたします。また、「アート解放区」では、次世代を担う新進気鋭のアーティストの作品を展覧いたします。「アートサロン」では、コレクターズアイテムを、話題の限定品などと共に展覧いたします。

## 便利なサービス

### ハンズフリー

- お買い上げ品の、店内/店外(駐車場・近隣ホテル)無料お返しサービスをいたします。
- エムアイカードのお客さまの手荷物を無料でお預かりいたします。

### ベビーカー・車椅子

- ベビーカー・車椅子は、隣接の「Lucua」と相互にご利用いただけます。

## アドバイザー・スペシャリストによるサービス

- シューカウンセラー、カラーアドバイザー、フィッティングアドバイザー、ギフトアドバイザー、フォーマルスペシャリストなど有資格者によるサービスも充実しております。

## フロア構成

10階	レストラン街 写真室・貸衣装・美容室 催物場	Lucua レストラン街	
9階	「イセタンメンズ」紳士 OFF スタイルと大きいサイズの紳士服	Lucua	
8階	「イセタンメンズ」紳士 ON スタイルと洋品雑貨		
7階	リビング・趣味雑貨/ベビー子供服用品・玩具		Lucua 連絡口
6階	特選婦人服/宝飾・時計・メガネ/美術・呉服		
5階	婦人服(エレガンス)と大きいサイズの婦人服		Lucua 連絡口 時空(とき)の広場
4階	婦人服(パーシッパ・キャラクター)と婦人肌着		
3階	婦人服(コンテンポラリー)		Lucua 連絡口 ★JR大阪駅「連絡橋口」へ
2階	化粧品/コンテンポラリーレザーグッズ		Lucua 連絡口 アトリウム広場
1階	婦人雑貨/フラワー&フレグランス		Lucua 連絡口 ★JR大阪駅「中央口」へ
B1階	婦人靴・ハンドバッグ・アクセサリ/イセタンガール		イセタンガール
B2階	食料品/ギフトサロン・商品券/エムアイカードサロン	★市営地下鉄御堂筋線へ	

## サービス施設

### 駐車場

- 3つの駐車場と連携し、梅田地区の百貨店で唯一優待サービスをいたします。
- お買い上げ品の駐車場お返しサービスをいたします。
- 駐車場内に、有料の洗車コーナーを設置いたします。
- 高槻・茨木・三田・新三田のJR各駅公共駐車場と提携し、パーク&ライドサービスをいたします。

### お客さま用トイレ

- お客さま用トイレは全フロアに設置いたします。
- ベビーカーの入る大型トイレや着席できるパウダールーム、オストメイト対応やユニバーサルシートなど機能も充実しています。

### 総合カウンター

- お買い上げ品お返しの受け取り、遺失物預かり、免税手続き、宅配便受付などの総合サービスカウンターを設置いたします。

## Re-Style



### 3階コンテンポラリーコレクションズ

トレンドに敏感で、情報に精通した高感度な女性に向けて国内外から取り寄せた旬のファッションを提案するゾーンです。

伊勢丹新宿店で人気の自主編集ショップ「Re-Style(リ・スタイル)」も展開いたします。

最新ファッションを自分の感性で取り込める、グローバル感覚を備えた女性のためのゾーンで、話題のインターナショナルブランドを提案いたします。また、日本初となる「イーリーキシモ」のオンリーショップではライフスタイルを提案いたします。

## ISETAN MEN'S



### 8階・9階「イセタンメンズ」

8階では「一人で過ごす緊張とくつろぎの時間」をテーマに、ビジネスシーンに必要なモノ(クロージング・雑貨)とライフスタイル型コンセプトゾーンを通してコトを提案いたします。

9階では「仲間と過ごす楽しい時間」をテーマにOFFタイムに必要なモノとライフスタイル型コンセプトゾーンを通してコトを提案いたします。



### 10階イトパラダイス

レストラン街「イトパラダイス」では関西の名店14店舗が揃います。隣接するLucuaと合わせて合計30店舗となり、関西最大級のレストラン街です。

グループやファミリーの記念日やイベント、コミュニケーションを室料無料でお手伝いする「バンケットルーム」(着席約30名、立食約40名)も完備しております。

—三越美術空間—

# 三越の美術

## A R T

三越美術部は、明治40年の創設以来、一世紀以上にわたり「文化・芸術のある暮らし」を提案し日本を代表する巨匠から若手作家まで日本美術の「今」を幅広くご紹介しております。

また、本年3月より、皆様のパソコンで展覧会作品集をご覧頂ける「美の図書館」、三越アートライブラリーを開設いたしました。このサイトに会員登録していただくと、インターネットの環境があれば、日本中どこからでもパソコンを通じて図録をご覧いただけます。

＜お問い合わせ先＞

三越日本橋本店  
三越美術部

TEL.03-3274-8464  
(午前10時～午後7時)

### ◆展覧会スケジュール

#### —アマゾン2011— 西野陽一日本画展

会場 日本橋本店本館6階 美術特選画廊  
6月8日(水)～14日(火)  
※最終日は午後4時閉場

昭和29年京都府生まれ。独自の表現力と画面構成で世界の動物たちを描く俊英作家。本展では、アマゾン进行をテーマにジャガーを描いた7mの大作をはじめ、色鮮やかなインコ、バク、蝶などがモチーフの新作20余点を出品いたします。



「花喰い鳥」150号

#### みらいさび 三輪華子展

会場 日本橋本店本館6階 美術特選画廊  
7月13日(水)～19日(火)  
※最終日は午後4時閉場

山口県萩市の十二代三輪休雪の長女。独自の表現と造形的な作品は、日本だけでなく海外でも高い評価を受けています。百貨店では初の個展となる今回は、21世紀の現代の美意識として「みらいさび」をテーマにした茶室の空間を構成する茶盤や水指など茶道具の新作約30点を一堂に展覧いたします。



HANAKO 盥  
径15.9×7.6cm

### ◆その他の展覧会スケジュール 6月

2011年

「新樹会日本画展」  
6月22日(水)  
～28日(火)  
日本橋本店本館6階  
美術特選画廊

7月

美術特選会  
7月13日(水)  
～18日(月・祝)  
日本橋本店新館  
7階ギャラリー

8月

三越×東京藝術大学  
「夏の芸術祭-次世代を  
担う若手作家作品展」  
8月10日(水)～16日(火)  
日本橋本店本館6階  
美術特選画廊

9月

室瀬和美漆芸展  
9月21日(水)  
～27日(火)  
日本橋本店本館6階  
美術特選画廊



# エムアイカードの取り組み

## グループカード発行の基盤を整備いたしました。

株式会社エムアイカードは、三越、伊勢丹、岩田屋、丸井今井のグループ店舗で共通のカードサービスをご利用いただける体制を整えました。また、本年5月4日に開業いたしましたJR大阪三越伊勢丹におきましても、カード発行を開始しております。



年間のお買いあげ額に応じてご優待率が5%から最高10%に。お得なエムアイカードポイントも貯まります。

グループ各店の「株主様ご優待カード」によるお買物時に、三越 M CARD、伊勢丹アイカード、MICARD等でお支払いただく年間お買いあげ額の加算対象となります。

## トータルライフアテンダント事業に取り組んでおります。

株式会社エムアイカードは、お客さまの生活全般のお役に立つ存在を目指した「トータルライフアテンダント事業」に取り組み、生命保険や資産運用に関する無料個別コンサルティングサービス「フィナンシャルジュー」を平成20年8月より開始いたしました。

現在は、伊勢丹新宿本店の隣接地のフィナンシャルジュー・プラザならびに伊勢丹浦和店、三越銀座店におきまして、専門的な金融知識を備えた専任アドバイザーが、公正中立な立場から、お客さまの人生に寄り添った最適なアドバイスを行っております。また、本年5月4日より、JR大阪三越伊勢丹でも生命保険等の無料個別コンサルティングを開始しております。

また、昨年4月にオープンした三越日本橋本店・新館8階「暮らしのサロン」では、生命保険や資産運用に加えて、相続や不動産に関するご相談も承っております。



### ■三越 M CARD・伊勢丹アイカード・MICARD新規会員募集中<初年度年会費無料>

- ①最高10%のご優待率 …三越伊勢丹グループ百貨店でのご利用金額に応じて、翌年のご優待率が最大10%まで上がります。
- ②エムアイカードポイント …ご優待除外の食料品のお買物やVisa加盟店でのご利用で、エムアイカードポイントが貯まります。  
貯まったポイントは、三越伊勢丹グループ百貨店各店でご利用いただけるエムアイカードポイント券と交換いたします。
- ③家族で使えばさらにお得…家族カードは4枚まで年会費無料。翌年のご優待率を決定する年間お買いあげ額に加算されます。  
～お申し込みは、お近くの三越伊勢丹グループ百貨店各店カードカウンターにて承っております～

## 株式会社エムアイ友の会の取り組み

株式会社エムアイカードの子会社である株式会社エムアイ友の会におきましては、お気軽にご利用いただける6ヶ月積立コース「Ki-Ra-Ku」の募集を、本年2月1日より開始いたしました。

# 株式に関するお知らせ

## 1. 単元未満株式の買取・買増制度のご案内

当社の単元株式数は100株となっております。1株から99株の単元未満株式につきましては、株式市場で売買できない、株主総会で議決権を行使できないなどの制約があります。

当社ではそのようなご不便を解消するため、単元未満株式を当社が買取する制度および株主様が当社に対して買増しを請求できる制度を実施しております。

### 単元未満株式の買取・買増制度の概要

#### 買取請求制度

ご所有の100株未満の株式を当社に買取よう請求できる制度です。

[例] 株主様がご所有の40株を市場価格で当社に売却し、代金を受領する。

#### 買増請求制度

ご所有の単元未満株式を100株(単元株)にするために必要な数の株式を買増すことを当社に請求できる制度です。

[例] 株主様が60株を市場価格で当社から購入し、100株にする。

ご所有の株式が  
40株の場合

買取請求で当社に売却  
40株売却

売却代金を受領  
40株×市場価格

買増請求で当社から購入  
60株購入

単元株式として所有  
100株(40株+60株)

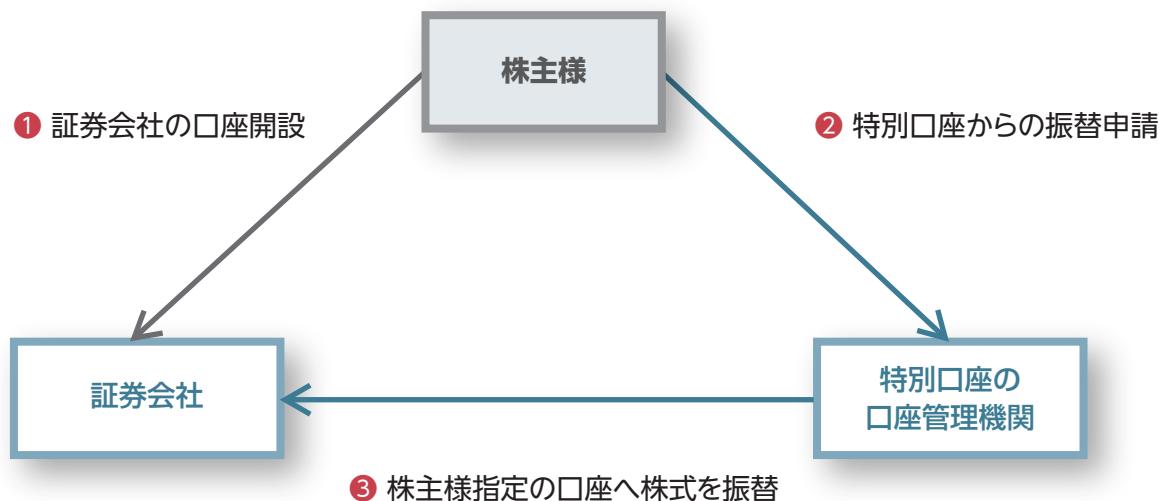
- (ご注意) 1. 単元未満株式の買取・買増請求のお手続きにつきましては、単元未満株式が証券会社等の口座に記録されている場合はお取引口座のある証券会社等に、特別口座に記録されている場合は特別口座管理機関にお問合せください。
2. 当社では、単元未満株式の買取・買増に係る手数料は無料とさせていただきます。(ただし、証券会社等によっては、取次手数料が発生する場合がございます)

## 2. 特別口座をご利用の株主様へのご案内

特別口座とは、株券電子化移行時に株券を証券保管振替機構(ほふり)に預託しなかった株主様のために、当社が信託銀行に開設した口座です。

特別口座に記録されている株式は、そのままでは売却ができません。株式に係るお手続きを容易にするためにも、証券会社に口座を開設し、特別口座からの振替を行ってください。

特別口座から証券会社の口座への振替のお手続き(①②③がお手続きの順番となります)



- (ご注意) 1. ②のお手続きにつきましては、53ページ記載の特別口座の口座管理機関にお問合せください。(旧)岩田屋の株主様については、みずほ信託銀行、それ以外の株主様については、三菱UFJ信託銀行が特別口座の口座管理機関となっています。
2. すでに証券会社等に口座をお持ちの場合、①のお手続きは必要ございません。

## 株主メモ

事業年度	4月1日～翌年3月31日
定時株主総会	毎年6月
株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社
同 連 絡 先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号 TEL.0120-232-711 (通話料無料)
上場証券取引所	東京証券取引所 福岡証券取引所
公告の方法	電子公告により行う 公告掲載 URL <a href="http://www.imhds.co.jp">http://www.imhds.co.jp</a> (ただし、電子公告によることができない事故、その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に公告いたします。)

- (ご注意) 1. 株主様の住所変更、買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関(証券会社等)で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。株主名簿管理人(三菱UFJ信託銀行)ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
2. 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、下記特別口座の口座管理機関にお問い合わせください。なお、特別口座の口座管理機関の全国各支店にてもお取次ぎいたします。
3. 当社と株式会社岩田屋の株式交換の効力発生日の前日である平成21年10月14日において、株式会社岩田屋の株式を特別口座でご所有の株主様につきましては、みずほ信託銀行株式会社が特別口座の口座管理機関となっておりますので、(旧)株式会社岩田屋株式にかかる特別口座の口座管理機関(みずほ信託銀行)にお問い合わせください。
4. 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
同 連 絡 先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号 TEL.0120-232-711 (通話料無料)
(旧)株式会社岩田屋株式にかかる特別口座の口座管理機関	みずほ信託銀行株式会社
同 連 絡 先	みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 TEL.0120-288-324 (通話料無料)



## ＜第3期中間期株主通信アンケート結果のご報告＞

平成22年11月発送の第3期中間期株主通信に同封いたしましたアンケートに、17,783名の株主様からご回答を頂戴いたしました。ご協力いただきました株主様には、誠にありがたく、御礼申し上げます。

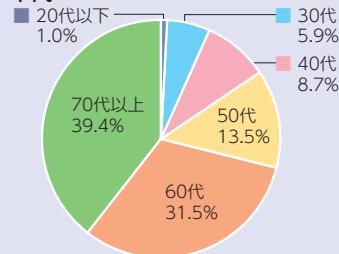
なお、頂戴いたしました株主様の貴重なご意見は、今後のIR活動、情報発信等に活かしてまいりたいと存じます。以下に主な集計結果を掲載させていただきます。

### ご回答いただきました株主様のプロフィール

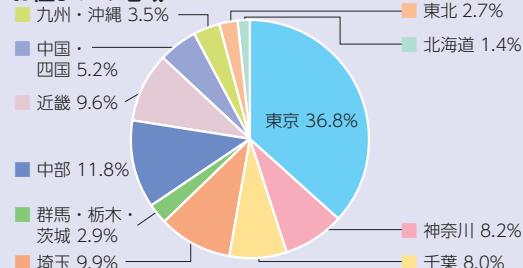
#### 性別



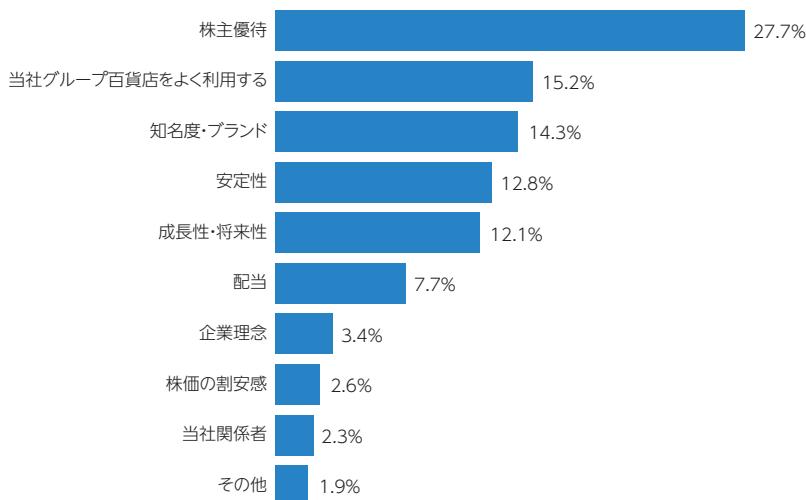
#### 年代



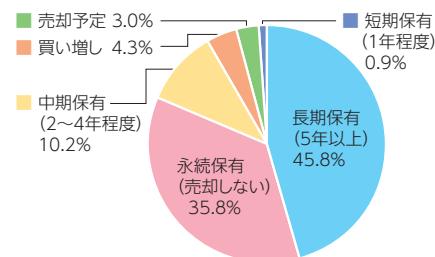
#### お住まいの地域



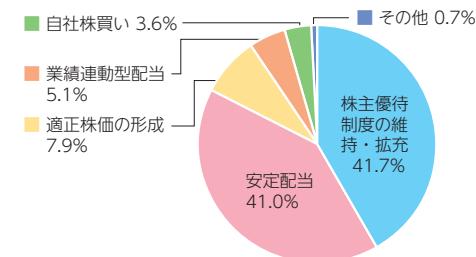
### 当社株式を購入された際重視したこと(複数回答を含む)



### 今後の保有方針について



### もっとも重視する株主還元策





## 三越伊勢丹ホールディングス

本社 ● 〒104-0061 東京都中央区銀座四丁目6番16号

事務所所在地 ● 〒160-0022 東京都新宿区新宿五丁目16番10号

ホームページアドレス ● <http://www.imhds.co.jp>

証券コード ● 3099

### 藤色 *fujiro*

藤の花の色からきた色名で、紫の薄色として古くから使われている。  
紫の持つ高貴さをよりソフトにした「藤色」は、  
各時代を通じて婦人の服飾として好まれた色である。